

# 第 9 期

## 高齢者保健福祉計画 介護保険事業計画

～町民みんなで支えあい  
明るく住みよい社会をめざして～



北海道 佐呂間町

# 目 次

## 第1章 基本的事項

- 1-1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-3 計画作成の体制と経緯・・・・・・・・・・・・ 2
- 1-4 計画の基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

## 第2章 現状と将来推計

- 2-1 高齢者の現状と将来推計・・・・・・・・・・・・ 3
- 2-2 要介護等認定者の現状と将来推計・・・・・・ 14

## 第3章 福祉介護サービスの現状

- 3-1 高齢者福祉サービス・・・・・・・・・・・・ 16
- 3-2 介護保険サービスの利用状況・・・・・・・・・・ 17
- 3-3 地域支援事業の状況・・・・・・・・・・・・ 22

## 第4章 高齢者保健福祉計画

- 4-1 健康づくりの推進・・・・・・・・・・・・ 24
- 4-2 地域包括ケアシステムの深化・推進・・・・ 24
- 4-3 地域生活支援体制・・・・・・・・・・・・ 26
- 4-4 認知症高齢者等への抜本的な支援対策・・・・ 28
- 4-5 高齢者の積極的な社会参加・・・・・・・・・・ 29
- 4-6 高齢者の権利擁護・・・・・・・・・・・・ 29
- 4-7 高齢者福祉施設・・・・・・・・・・・・ 30
- 4-8 災害・感染症に係る体制整備・・・・・・・・・・ 31

## 第5章 介護保険事業計画

- 5-1 介護保険サービス計画・・・・・・・・・・・・ 32
- 5-2 地域支援事業・・・・・・・・・・・・ 41

## 第6章 介護保険費用の算定

- 6-1 介護保険費用の推計・・・・・・・・・・・・ 52
- 6-2 第1号保険料の算定・・・・・・・・・・・・ 54
- 6-3 介護保険の費用負担内訳・・・・・・・・・・・・ 58

## 資料

- 医療&介護マップ・・・・・・・・・・・・ 60

# 第1章 基本的事項

## 1-1 計画策定の趣旨

介護保険制度は、社会全体で介護を支えていく仕組みとして、平成12年4月に創設され、介護が必要な高齢者の生活の支えとして定着、発展してきました。

本町の人口は毎年減少を続けていますが、高齢者人口もこれに比例し減少している状況にあります。高齢化率は、平成18年に30%を令和2年では39%を超えたものの、ここ数年は横ばいの傾向にあります。

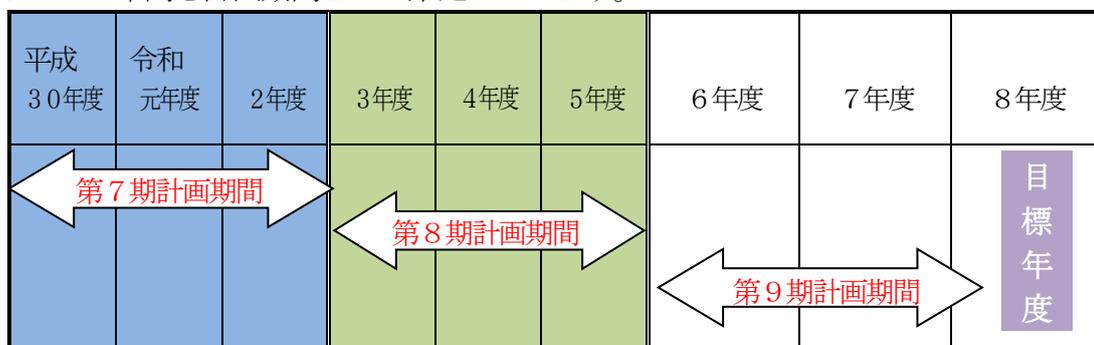
しかし、介護保険認定者数は令和元年に19%を超え、令和5年に21%と年々増加し、介護サービス受給者数は、令和元年には250人台、令和5年には270人台と、介護サービスを必要とする高齢者も増加しています。また、団塊の世代が75歳以上となる2025年問題を迎えることから、介護サービスの需要がさらに増加・多様化することが想定されます。

本計画は、本町における高齢者の実情に応じた高齢者保健福祉の基本的な考え方や、介護保険事業のサービス提供体制及び費用負担等について計画的に推進し、高齢者がいつまでも健康で自立した生活を送ることを目的として策定した、過去の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の延長上に第9期計画を位置づけ、令和8年度の目標達成に向けて計画を策定するものです。

## 1-2 計画期間

### 1. 計画の期間

第9期佐呂間町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画は令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間として策定しています。



平成12年度～14年度：第1期計画期間  
平成18年度～20年度：第3期計画期間  
平成24年度～26年度：第5期計画期間

平成15年度～17年度：第2期計画期間  
平成21年度～23年度：第4期計画期間  
平成27年度～29年度：第6期計画期間

## 1－3 計画作成の体制と経緯

### 1. 計画作成の体制

この計画は老人福祉法（高齢者保健福祉計画）及び介護保険法（介護保険事業計画）に基づき、一体的に作成することとされています。

策定にあたっては、保健福祉課内の各係が中心となって、関係各課及び関係機関がそれぞれ連携して策定に取り組みました。

### 2. 住民意見の反映

計画策定において、住民参加の位置付けがなされていることから、介護保険運営協議会（保健医療、福祉関係者、介護保険事業者、介護保険被保険者及び一般公募により組織）より意見を聴いて、住民の意見要望として取り入れました。

## 1－4 計画の基本目標

総人口、現役世代人口が減少し、平均寿命が延伸する中、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるためには、町民一人ひとりが介護予防と健康づくりに取り組み、明るく活力に満ちた社会環境の構築が必要です。

また、団塊の世代が75歳以上となる令和7年を迎え、団塊ジュニア世代が65歳以上になり、現役世代が急減する令和22年を見通すと、医療や介護を必要とする高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供され、地域の実情に応じた「地域包括ケアシステム」を深化・推進して行く必要があります。

このことから、高齢者が地域とのつながりをさらに強化するため、町民みんなで支えあい、第5期佐呂間町総合計画の施策の大綱に示される「絆を深め地域ぐるみで支えあう福祉のまちをめざして」の目標達成に向け中長期的に継続して取り組み、高齢者が生きがいをもって暮らし、活躍できる地域社会の実現を目指します。

**町民みんなで支えあい  
明るく住みよい社会をめざして**

## 第2章 現状と将来推計

### 2-1 高齢者の現状と将来推計

#### 1. 人口の推移

本町の総人口は、令和5年9月末日現在4,727人、65歳以上の人口は1,855人で、総人口及び65歳以上の人口はともに年々減少しています。

後期高齢者人口は、令和3年度まで減少していましたが、令和4年度、令和5年度と増えており、逆に前期高齢者人口は減少し続けていますので、令和3年度からの高齢化率は横ばいの状況にあります。

第1表【高齢者人口の推移】

(単位：人)

| 区 分              | H30   | R元    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総人口 A            | 5,237 | 5,150 | 5,015 | 4,873 | 4,818 | 4,727 |
| 40歳～64歳 B        | 1,604 | 1,563 | 1,530 | 1,481 | 1,439 | 1,416 |
| 65歳～69歳 C        | 497   | 459   | 421   | 385   | 351   | 348   |
| 70歳～74歳 D        | 403   | 433   | 467   | 489   | 487   | 446   |
| 前期高齢者計 E (C+D)   | 900   | 892   | 888   | 874   | 838   | 794   |
| 前期高齢者比率 E/A(%)   | 17.2  | 17.3  | 17.7  | 17.9  | 17.4  | 16.8  |
| 75歳～79歳 F        | 340   | 338   | 322   | 312   | 329   | 364   |
| 80歳～84歳 G        | 369   | 329   | 318   | 307   | 293   | 281   |
| 85歳以上 H          | 398   | 417   | 424   | 420   | 430   | 416   |
| 後期高齢者計 I (F+G+H) | 1,107 | 1,084 | 1,064 | 1,039 | 1,052 | 1,061 |
| 後期高齢者比率 I/A(%)   | 21.1  | 21.0  | 21.2  | 21.3  | 21.8  | 22.5  |
| 65歳以上人口計 J (E+I) | 2,007 | 1,976 | 1,952 | 1,913 | 1,890 | 1,855 |
| 高齢者比率 J/A(%)     | 38.3  | 38.4  | 38.9  | 39.3  | 39.2  | 39.2  |

各年9月末日住民基本台帳数値 (外国人含む)

## 2. 将来人口の推計

将来人口の推計は第8期計画と同様に、人口統計に多く用いられるコーホート要因法という推計方法を用いて計算しました。

具体的には、平成30年度から令和5年度の6年間における各年齢区分の増減中、最大最小の値を除いた3年間の平均値に、北海道保健統計年報の生存率を補正して計算しました。

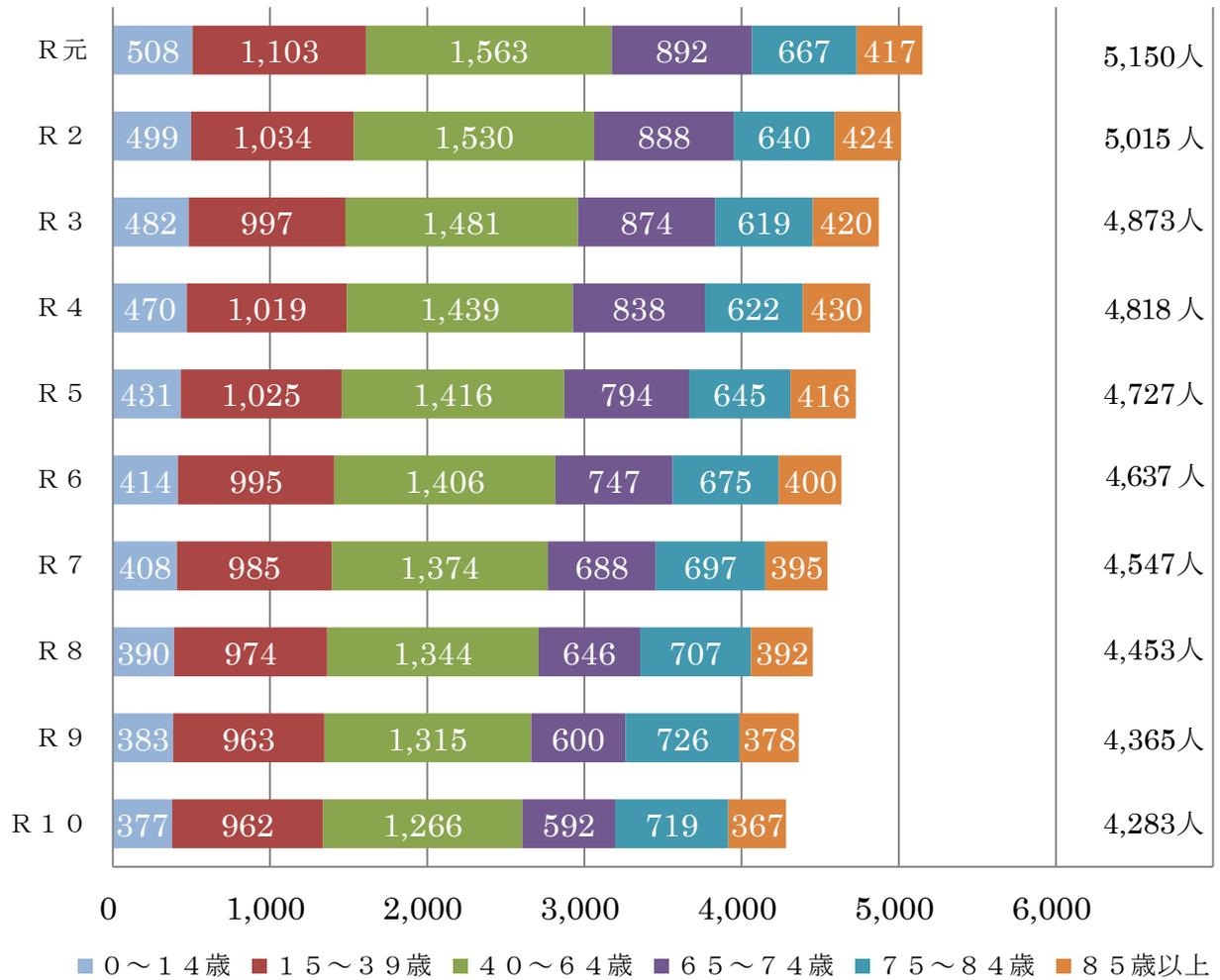
総人口の減少に伴い、65歳以上の高齢者人口も減少し続けると予想されます。また、前期高齢者人口は減少傾向にありますが、後期高齢者人口は増加傾向にありますので、高齢化率は横ばいの状況と推計されます。

第2表【高齢者人口の将来推計】

(単位：人)

| 区 分              | R 5   | R 6   | R 7   | R 8   | R 9   | R 10  |
|------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 人 口 A          | 4,727 | 4,637 | 4,547 | 4,453 | 4,365 | 4,283 |
| 40歳～64歳 B        | 1,416 | 1,406 | 1,374 | 1,344 | 1,315 | 1,266 |
| 65歳～69歳 C        | 348   | 338   | 310   | 294   | 276   | 273   |
| 70歳～74歳 D        | 446   | 409   | 378   | 352   | 324   | 319   |
| 前期高齢者計 E (C+D)   | 794   | 747   | 688   | 646   | 600   | 592   |
| 前期高齢者比率 E/A(%)   | 16.8  | 16.1  | 15.1  | 14.5  | 13.8  | 13.8  |
| 75歳～79歳 F        | 364   | 389   | 426   | 438   | 438   | 401   |
| 80歳～84歳 G        | 281   | 286   | 271   | 269   | 288   | 318   |
| 85歳以上 H          | 416   | 400   | 395   | 392   | 378   | 367   |
| 後期高齢者計 I (F+G+H) | 1,061 | 1,075 | 1,092 | 1,099 | 1,104 | 1,086 |
| 後期高齢者比率 I/A(%)   | 22.5  | 23.2  | 24.0  | 24.7  | 25.3  | 25.4  |
| 65歳以上人口計 J (E+I) | 1,855 | 1,822 | 1,780 | 1,745 | 1,704 | 1,678 |
| 高齢者比率 J/A(%)     | 39.2  | 39.3  | 39.2  | 39.2  | 39.0  | 39.2  |

### 年齢階層別人口の推移



### 3. 高齢者のいる世帯の状況

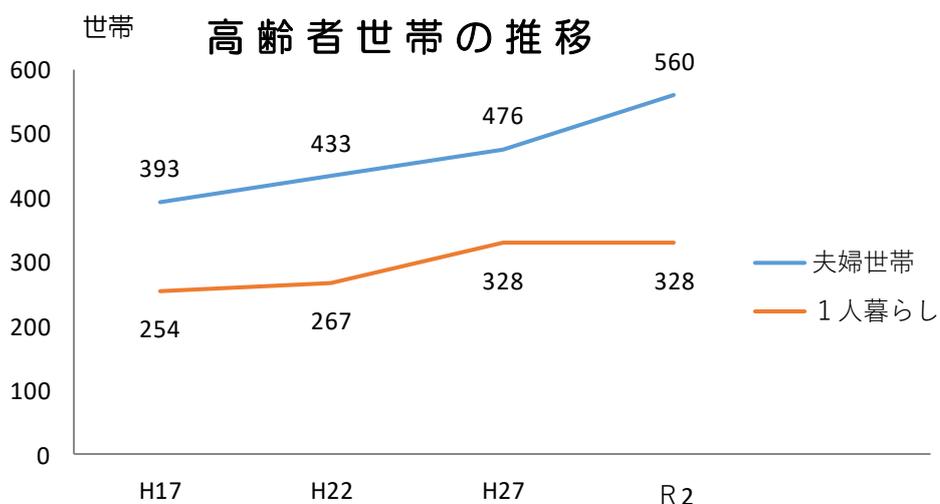
本町の高齢者世帯の状況は次の表のとおりです。総世帯数2,260世帯に対し、65歳以上の親族のいる世帯数は1,157世帯と51.2%で平成27年調査より減少しています。夫婦のみの世帯は増加し、単身世帯は横ばいの状況にあります。

第3表【世帯の状況】

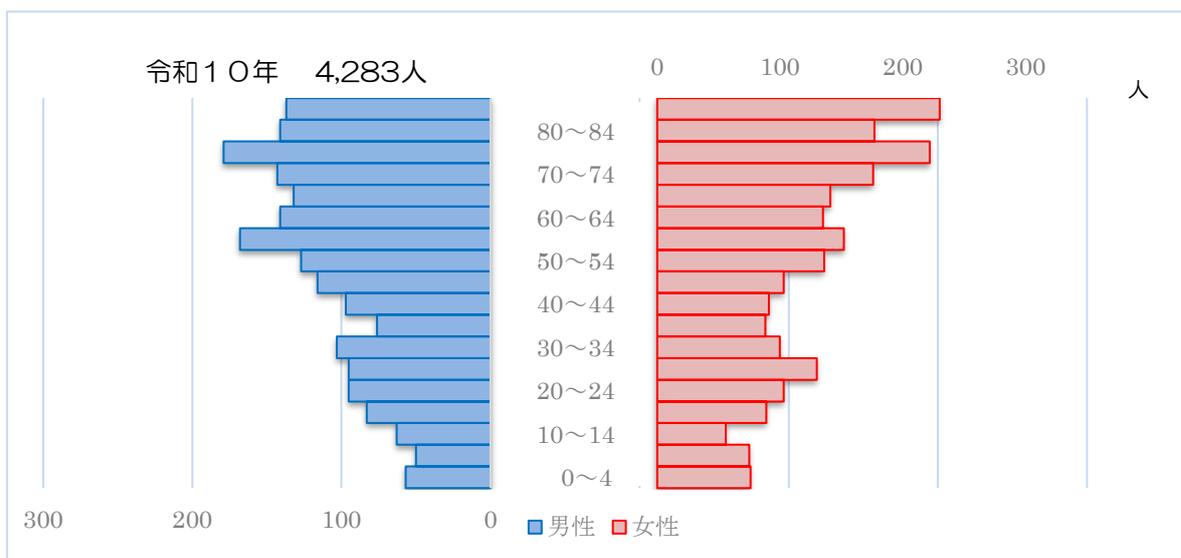
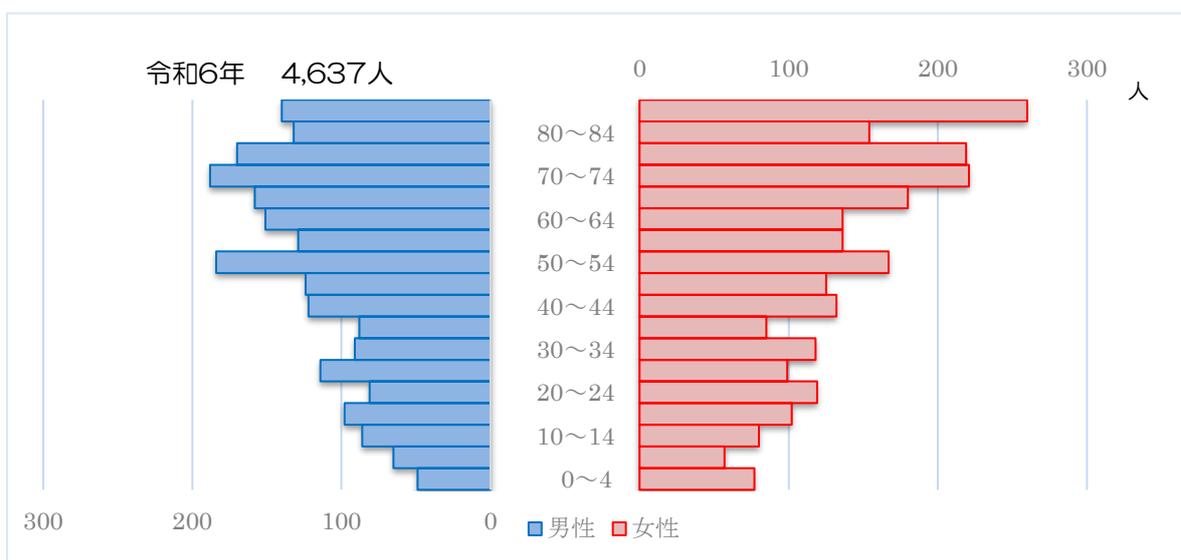
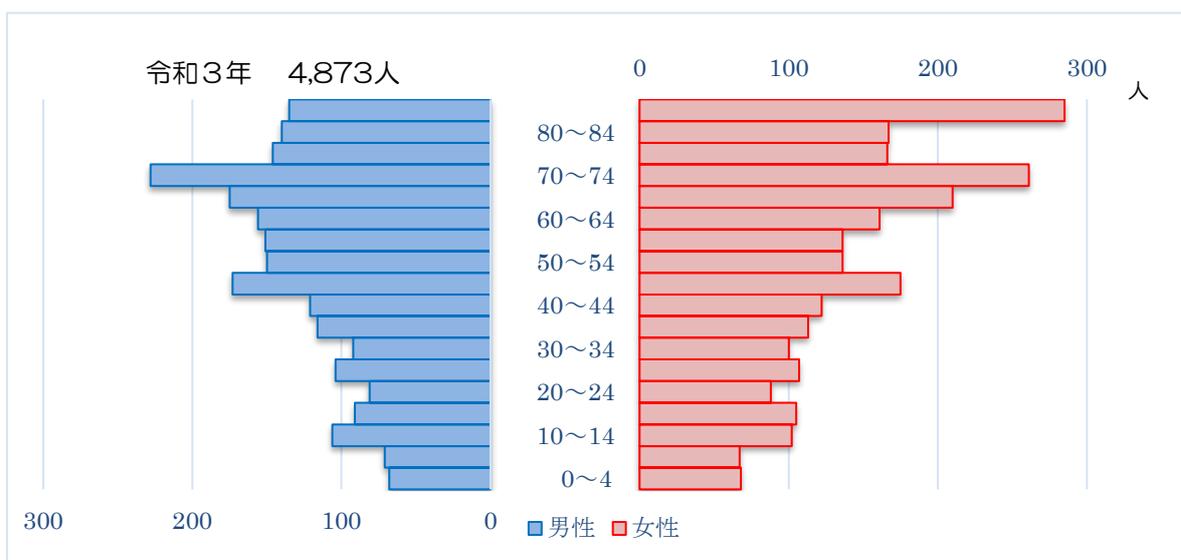
(単位：世帯)

| 区 分               | H17   | H22   | H27   | R2    |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|
| 総世帯数 A            | 2,518 | 2,407 | 2,304 | 2,260 |
| 65歳以上の親族のいる世帯数 B  | 1,182 | 1,189 | 1,230 | 1,157 |
| 総世帯数に占める割合 B/A(%) | 46.9  | 49.4  | 53.4  | 51.2  |
| 夫婦のみ世帯数 C         | 393   | 433   | 476   | 560   |
| 総世帯に占める割合 C/A(%)  | 15.6  | 18.0  | 20.7  | 24.8  |
| 65歳以上に占める割合C/B(%) | 33.2  | 36.4  | 38.7  | 48.4  |
| 単身世帯数 D           | 254   | 267   | 328   | 328   |
| 総世帯に占める割合 D/A(%)  | 10.1  | 11.1  | 14.2  | 14.5  |
| 65歳以上に占める割合D/B(%) | 21.5  | 22.5  | 26.7  | 28.3  |
| その他 E             | 535   | 489   | 426   | 269   |
| 総世帯に占める割合 E/A(%)  | 21.2  | 20.3  | 18.5  | 11.9  |
| 65歳以上に占める割合E/B(%) | 45.3  | 41.1  | 34.6  | 23.2  |

(国勢調査より)



## 佐呂間町人口ピラミッドの変遷



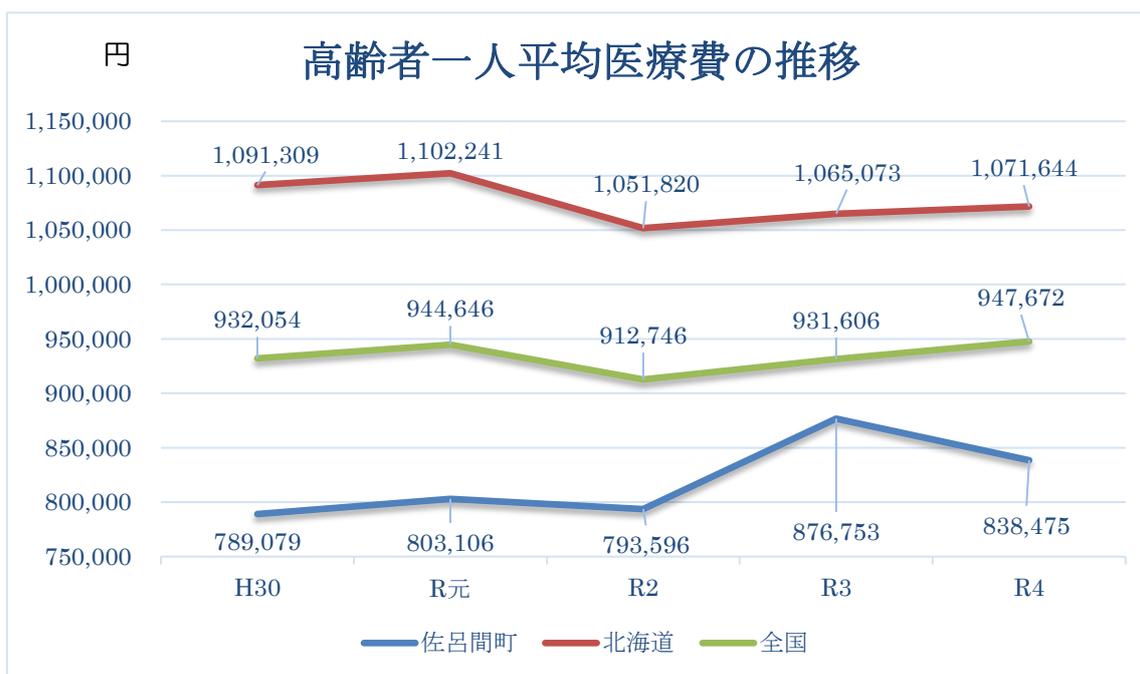
## 4. 高齢者医療費の状況

### (1) 高齢者一人平均医療費

本町の高齢者一人平均医療費は、平成19年度までは北海道平均を下回っているものの全国平均は上回っていましたが、翌平成20年度からは全国平均を下回ることとなっています。

平成30年度では北海道平均を約27.7%、全国平均を15.3%下回り、北海道平均及び全国平均よりも低い医療費となっています。

高齢者医療費の年度別推移をみると、全国、北海道ともに令和元年度をピークに減少から横ばいの傾向にあると言えます。本町では平成30年度から令和2年度は横ばいでしたが令和3年度は前年度比約10%の増となっています。



北海道後期高齢者広域連合「北海道の後期高齢者医療」より

(2) 令和4年度老人医療費の状況

[入院]

受診率は全国平均をやや上回っていますが、北海道平均に対しては下回っています。  
1件当たりの診療費は北海道、全国平均を下回っています。

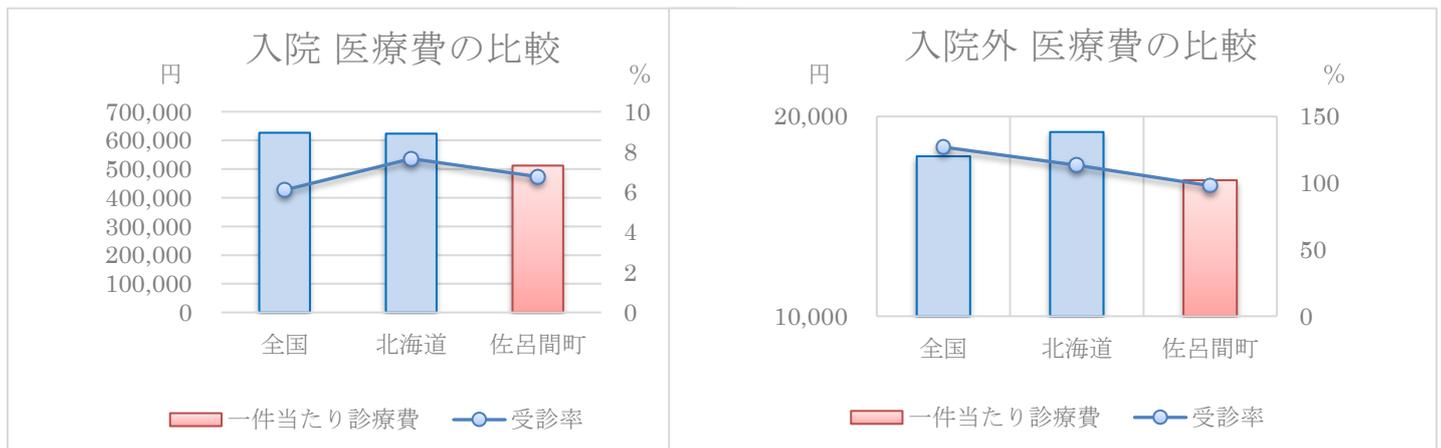
[入院外・歯科]

受診率は、入院外・歯科共に全国、北海道平均を大きく下回っています。1件当たりの診療費は入院外では北海道、全国平均を下回っていますが、歯科では逆に上回っています。歯科の1件当たりの診療費は高い傾向にあります。

第4表【令和4年度診療区分別老人医療費の状況】

| 区 分    |             | 月平均受診率<br>% | 1件当たりの日数<br>(日/件) 日 | 1件当たりの診療費<br>(円/件) 円 |         |
|--------|-------------|-------------|---------------------|----------------------|---------|
| 医<br>科 | 入<br>院      | 佐呂間町        | 6.76                | 17.30                | 512,210 |
|        |             | 北海道         | 7.66                | 18.99                | 623,641 |
|        |             | 全 国         | 6.10                | 17.27                | 626,722 |
|        | 入<br>院<br>外 | 佐呂間町        | 97.96               | 1.35                 | 16,809  |
|        |             | 北海道         | 113.46              | 1.53                 | 19,224  |
|        |             | 全 国         | 127.00              | 1.66                 | 18,009  |
| 歯<br>科 | 佐呂間町        | 8.77        | 2.03                | 24,102               |         |
|        | 北海道         | 16.36       | 1.88                | 17,081               |         |
|        | 全 国         | 21.60       | 1.77                | 14,533               |         |

令和4年度国保中央会・後期広域連合医療費速報より



## 5. 高齢者の就業状況

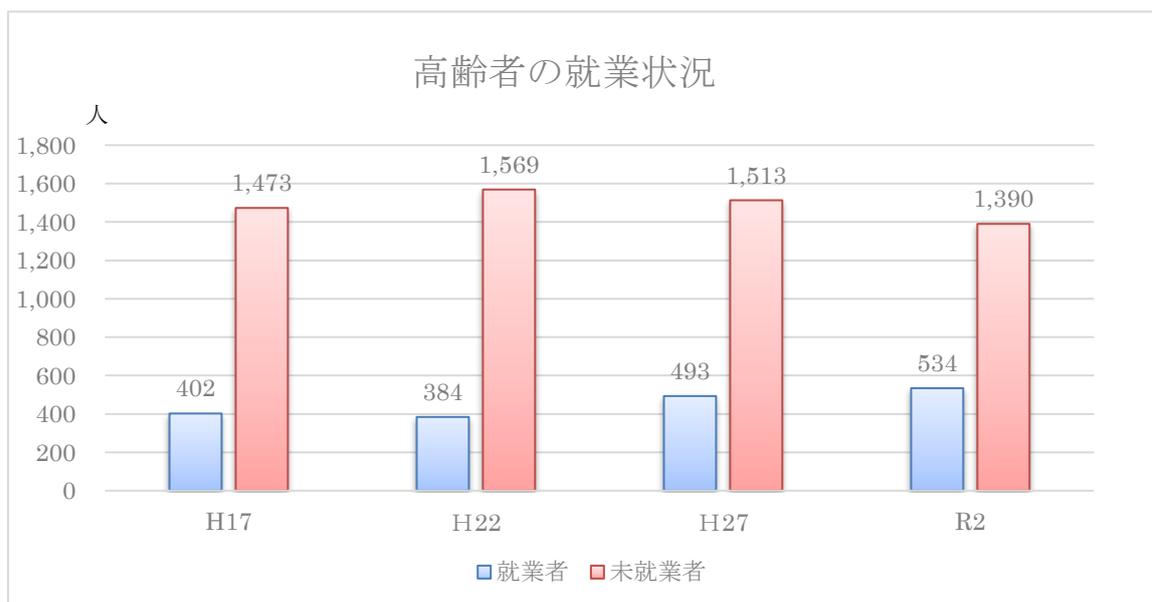
本町における高齢者の就業状況は次の表のとおりで、平成22年度までは減少していましたが平成27年度からは上昇に転じています。

第5表【高齢者の就業状況】

(単位：人)

| 区 分 |     | 就 業 者 |         | 未 就 業 者 |         |
|-----|-----|-------|---------|---------|---------|
|     |     | 人 数   | 割 合 (%) | 人 数     | 割 合 (%) |
| H17 | 男   | 226   | 28.2    | 575     | 71.8    |
|     | 女   | 176   | 16.4    | 898     | 83.6    |
|     | 合 計 | 402   | 21.4    | 1,473   | 78.6    |
| H22 | 男   | 222   | 26.5    | 616     | 73.5    |
|     | 女   | 162   | 14.5    | 953     | 85.5    |
|     | 合 計 | 384   | 19.7    | 1,569   | 80.3    |
| H27 | 男   | 259   | 30.0    | 604     | 70.0    |
|     | 女   | 234   | 20.5    | 909     | 79.5    |
|     | 合 計 | 493   | 24.6    | 1,513   | 75.4    |
| R2  | 男   | 288   | 35.0    | 536     | 65.0    |
|     | 女   | 246   | 22.4    | 854     | 77.6    |
|     | 合 計 | 534   | 27.8    | 1,390   | 72.2    |

(国勢調査より)



## 6. 高齢者の社会参加状況

### (1) 高齢者の学習活動

長年培ってきた高齢者の知識や技能をより高め、積極的な社会参加と社会貢献を目的とした寿大学は、昭和48年度に開校となり、令和5年度で51年間運営されています。

高齢者は、それまでの仕事中心の生活から時間のゆとりができ、自分らしく生きるための自由な選択が可能な世代となり、学習の機会も多様化している現状にあります。

近年、高齢者人口の減少に伴い、寿大学への参加者数も減少傾向にあります。

第6表【佐呂間町寿大学の状況】

| 年 度  | 開講回数 | 延べ出席者  | 学 習 内 容                                  |
|------|------|--------|--|
| 22年度 | 21回  | 2,794人 | 詩の世界・野菜作り・交通安全・災害に備えて～他                  |
| 23年度 | 21回  | 2,952人 | 食と環境・森の大切さ・マジックショー・日本の財政～他               |
| 24年度 | 20回  | 2,677人 | 文章教室・40周年記念講演・笑いヨガ・命の行方～他                |
| 25年度 | 20回  | 2,474人 | 映画鑑賞・北海道の文学・学校給食・佐呂間の農業～他                |
| 26年度 | 21回  | 2,569人 | 家庭菜園・ねむりと健康・ひとり芝居・ピアノの魅力・学園祭～他           |
| 27年度 | 20回  | 2,353人 | 戦後70年を生きて・アンデスの音楽・ぴかりのアート活動～他            |
| 28年度 | 20回  | 2,348人 | 高校生と学ぶ・健康まつり・冬の防災・学生講義～他                 |
| 29年度 | 21回  | 2,174人 | 安全な暮らし・高校生と学ぶ・音楽鑑賞・高齢者の生き方～他             |
| 30年度 | 21回  | 1,930人 | 佐呂間町の農業・認知症と食生活・科学の不思議・健康体操～他            |
| 元年度  | 20回  | 1,722人 | 北海道家庭学校・落語鑑賞・骨粗しょう症予防・佐呂間町の教育～他          |
| 2年度  | 11回  | 876人   | 健康管理・火災予防・芸術鑑賞・自然科学・社会福祉～他               |
| 3年度  | 13回  | 983人   | 交通安全・健康な暮らし・町の話・健康体操・映画鑑賞～他              |
| 4年度  | 21回  | 1,455人 | 安全な暮らし・スマホ入門・高校生と学ぶ・健康まつり・50周年記念事業・英会話～他 |

佐呂間町寿大学文集「ときわ木」調べ

※令和2・3年度の開講回数及び延べ出席者数の減少は、新型コロナウイルス感染症の影響によるもの。

(2) 老人クラブの活動状況

町内の単位老人クラブは、令和2年度までは17単位老人クラブが組織されていましたが、高齢者人口の減少、趣味の多様化を反映して年々減少しており、現在は12の単位老人クラブが活動しています。

活動の内容は、会員の相互交流やスポーツ交流、ボランティア活動、地域イベントへの参加など各事業が積極的に展開され、高齢者の自立と生きがい活動、ボランティア活動等地域社会の構成員として大きな役割を担っています。

加入者数は、60歳以上人口に占める加入割合が、平成30年度の28.5%から令和5年度には16.0%と大幅に減少しています。

第7表【老人クラブ会員の推移】

(単位：人)

| 老人クラブ名      | H30   | R元    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 共立老人クラブ     | 59    | 54    | 52    | 47    | 51    | 46    |
| 大成・栄老人クラブ   | 75    | 72    | 66    | 64    | 67    | 67    |
| 啓生老人クラブ     | 29    | 28    | 27    | 26    | —     | —     |
| 栃木老人クラブ     | 20    | 20    | 16    | 11    | 10    | —     |
| わかさクラブ      | 92    | 91    | 90    | 85    | 80    | 61    |
| 武士老人クラブ     | 16    | 16    | 18    | 16    | 16    | 16    |
| 朝富老人クラブ     | 29    | 28    | 27    | 28    | 21    | —     |
| 知来老人クラブ     | 32    | 29    | 26    | 21    | 21    | 15    |
| 仁倉秋桜クラブ     | 37    | 35    | 32    | 30    | 20    | 21    |
| 浜佐呂間はまなすクラブ | 59    | 48    | 51    | 49    | 41    | 38    |
| 幌岩老人クラブ     | 17    | 16    | 14    | 10    | 9     | 9     |
| 富武士老人クラブ    | 10    | 8     | 7     | 6     | 5     | 4     |
| 若里老人クラブ     | 37    | 36    | 33    | —     | —     | —     |
| 北老人クラブ      | 19    | 15    | 15    | 9     | —     | —     |
| 佐呂間悠友クラブ    | 76    | 64    | 55    | 43    | 39    | 34    |
| 西中央長寿会      | 42    | 39    | 36    | 34    | 28    | 24    |
| 西富老人クラブ     | 37    | 30    | 22    | 19    | 18    | 11    |
| 合 計         | 686   | 629   | 587   | 498   | 426   | 346   |
| 60歳以上人口     | 2,406 | 2,347 | 2,306 | 2,242 | 2,210 | 2,166 |
| 加入割合 (%)    | 28.5  | 26.8  | 25.5  | 22.2  | 19.3  | 16.0  |

社会福祉協議会調べ

60歳以上人口は4月末住民基本台帳人口

### (3) 高齢者のボランティア活動

高齢者によるボランティア団体の活動や、地域ボランティアに高齢者が積極的に参加し、地域が互いに支え合う機能として、福祉活動や社会貢献活動への取り組みが続けられています。

第8表【高齢者が所属するボランティア団体】

| 団体の名称        | 活動内容   |
|--------------|--|
| ボランティアサークル睦会 | 紙パックリサイクル活動（収益を町内各教育施設に還元）。<br>その他必要に応じたボランティアへの対応。                        |
| くるみ会（母子会）    | 墓地花壇の清掃等。  |
| 佐呂間町日本赤十字奉仕団 | ウエス収集、赤い羽根戸別訪問奉仕、たまご教室託児お手伝い、一人暮らしの集い食事会奉仕活動。<br>その他緊急時に対応したボランティア活動。      |
| 佐呂間町朗読の会     | 視力障がい者のため、広報さろま・議会だより・夢通信の朗読CD作成。  |
| 若佐ふれあい会      | 地域の高齢者や障がい者と食事やゲーム等の交流を通して地域の融和を図る。若佐小学校へ雑巾の寄付。<br>使用済み切手、エコキャップ、リングプルの回収。 |
| 佐呂間町老人クラブ連合会 | ふれあい広場、かまくら雪まつり事業への協力。   |
| あやめ会ボランティア   | あやめ会の活動支援として、会員、家族の方々との親睦と交流行事の手伝い。  |

社会福祉協議会調べ



## 2-2 要介護等認定者の現状と将来推計

### 1. 要介護等認定者の推移

65歳以上の第1号被保険者は、第7期から第8期にかけては減少で推移しています。  
高齢化率は横ばいで推移していますが、要介護等認定者数は増加傾向にあります。

第9表【要介護等認定者の推移】

(単位:人)

| 区分        | H30   | R元    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|-----------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 要支援 1     | 73    | 75    | 73    | 76    | 88    | 99    |
| 要支援 2     | 28    | 33    | 44    | 31    | 37    | 43    |
| 要介護 1     | 90    | 87    | 77    | 77    | 86    | 85    |
| 要介護 2     | 55    | 57    | 61    | 57    | 54    | 52    |
| 要介護 3     | 40    | 43    | 36    | 45    | 43    | 48    |
| 要介護 4     | 44    | 49    | 50    | 47    | 43    | 40    |
| 要介護 5     | 36    | 34    | 37    | 24    | 29    | 27    |
| 合計 A      | 366   | 378   | 378   | 357   | 380   | 394   |
| 1号被保険者数 B | 2,019 | 1,991 | 1,974 | 1,930 | 1,906 | 1,864 |
| 認定比率(A/B) | 18.1% | 19.0% | 19.1% | 18.5% | 19.9% | 21.1% |

※各年度10月末数値（1号被保険者には住所地特例被保険者を含む）

### 2. 要介護等認定者の推計

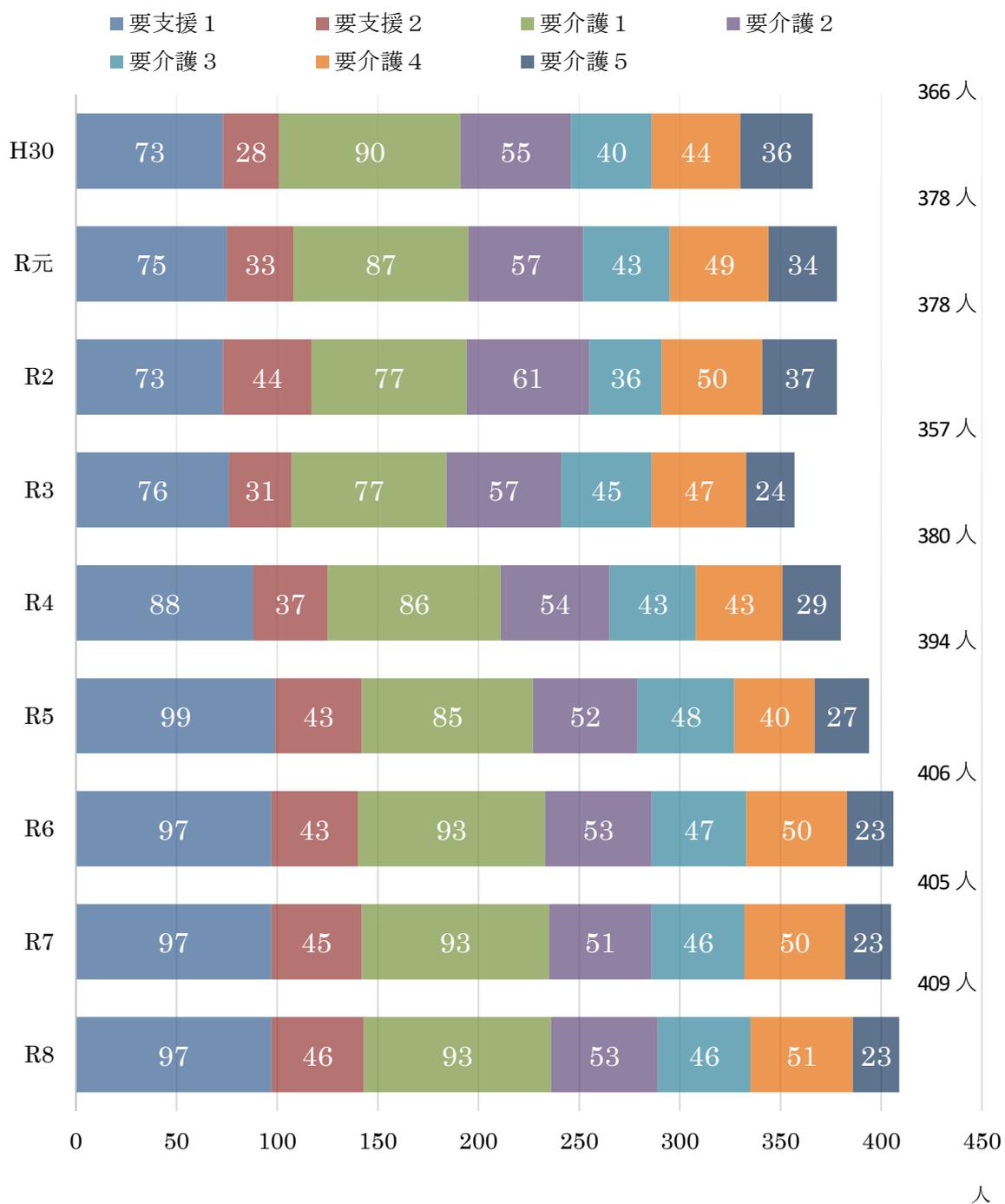
第10表【要介護等認定者の見込】

(単位:人)

|                                 |       | 第8期計画 |       |       | 第9期計画 |       |       |
|---------------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
|                                 |       | R3    | R4    | R5    | R6    | R7    | R8    |
| 要<br>介<br>護<br>認<br>定<br>者<br>数 | 要支援 1 | 76    | 75    | 74    | 97    | 97    | 97    |
|                                 | 要支援 2 | 42    | 42    | 42    | 43    | 45    | 46    |
|                                 | 要介護 1 | 72    | 71    | 69    | 93    | 93    | 93    |
|                                 | 要介護 2 | 58    | 59    | 58    | 53    | 51    | 53    |
|                                 | 要介護 3 | 38    | 38    | 37    | 47    | 46    | 46    |
|                                 | 要介護 4 | 56    | 57    | 59    | 50    | 50    | 51    |
|                                 | 要介護 5 | 38    | 39    | 39    | 23    | 23    | 23    |
|                                 | 合計 A  | 380   | 381   | 378   | 406   | 405   | 409   |
| 1号被保険者数(注1) B                   |       | 1,964 | 1,937 | 1,910 | 1,842 | 1,800 | 1,765 |
| 認定比率(A/B)                       |       | 19.3% | 19.7% | 19.8% | 22.0% | 22.5% | 23.2% |

(注1) 65歳以上人口+住所地特例被保険者

### 【要介護認定者数の推移】



## 第3章 福祉介護サービスの現状

### 3-1 高齢者福祉サービス

#### 1. 生活支援等福祉事業

介護保険制度のサービス以外の老人福祉施策として、高齢者が介護を必要とする状態になり、さらに状態が悪化しないよう介護予防を推進するとともに、自立した生活を確保できるよう生活に必要な支援を行うため、次のとおり事業を行ってきました。

「高齢者福祉輸送事業」の利用が減少傾向にありますが、令和3年度より「高齢者ハイヤー乗車料助成事業」を開始したことによる影響と思われ、両事業を合わせると利用者は増加傾向にあります。

第11表 【生活支援・介護予防事業の実績】

| 事業名                         | H30   | R元    | R2  | R3  | R4  | R5    | 備考   |
|-----------------------------|-------|-------|-----|-----|-----|-------|------|
| 軽度生活援助事業                    | 2     | 2     | 3   | 6   | 6   | 9     | 実人数  |
| 生活管理指導員派遣事業<br>(ホームヘルプサービス) | 0     | 0     | 0   | 0   | 0   | 0     | 〃    |
| 生活管理指導短期宿泊事業<br>(ショートステイ)   | 0     | 0     | 0   | 0   | 0   | 0     | 〃    |
| 外出支援サービス事業<br>(移送車サービス)     | 11    | 20    | 14  | 21  | 16  | 15    | 〃    |
| 老人日常生活用具等給付事業               | 0     | 0     | 0   | 0   | 0   | 0     | 〃    |
| 高齢者等住宅設備改造助成事業              | 2     | 8     | 3   | 4   | 5   | 5     | 支給件数 |
| 緊急通報システム設置事業                | 58    | 60    | 56  | 42  | 41  | 40    | 設置戸数 |
| 福祉路線除雪事業                    | 55    | 56    | 58  | 57  | 57  | 56    | 実施戸数 |
| 介護サービス低所得者対策助成事業            | 64    | 68    | 100 | 94  | 95  | 102   | 月平均  |
| 高齢者福祉輸送事業<br>(ふれあいタクシー)     | 1,007 | 1,023 | 965 | 766 | 520 | 424   | 延人数  |
| 介護輸送運賃助成事業                  | 0     | 1     | 10  | 11  | 15  | 14    | 実人数  |
| 高齢者ハイヤー乗車料金助成事業             | —     | —     | —   | 727 | 979 | 1,086 | 延人数  |
| 入退院時交通費助成事業                 | —     | —     | —   | 1   | 2   | 1     | 実人数  |

※R5は実績見込

## 2. 施設整備等

高齢者が、安心して自立した生活を送ることができ、地域で生きがいをもって暮らすことができるよう、各施設とも安全性や利便性を充実させる改修等を行い、高齢者福祉施設の整備を進めています。

第12表【現在の施設整備状況等】

| 施設名                   | 施設数 | 説明                           |
|-----------------------|-----|------------------------------|
| 養護老人ホーム               | 0   | 町外の施設に2名が入所                  |
| 軽費老人ホーム               | 1カ所 | ケアハウス 50名定員                  |
| 老人福祉センター              | 1カ所 | 昭和59年度整備                     |
| 在宅介護支援センター            | 1カ所 | ケアハウスに併設                     |
| 高齢者福祉住宅<br>(安心ハウス1・2) | 2カ所 | 平成29年度・30年度整備<br>居室6室×2棟=12室 |
| 有料老人ホーム               | 2カ所 | NPO法人1カ所、営利法人1カ所             |

## 3-2 介護保険サービスの利用状況

### 1. 居宅サービス（※R5年度は実績見込）

#### (1) 居宅サービス計画（ケアプラン作成）

第13表【年間作成件数 ※下段：月平均件数】

(単位：件)

| 区分       |    | H30   | R元    | R2    | R3    | R4    | R5    |
|----------|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 介護サービス   | 計画 | 1,224 | 1,224 | 1,224 | 1,164 | 1,164 | 1,152 |
|          |    | 102   | 102   | 102   | 97    | 97    | 96    |
|          | 実績 | 1,063 | 1,049 | 1,140 | 1,080 | 1,073 | 1,131 |
|          |    | 89    | 87    | 95    | 90    | 89    | 94    |
| 介護予防サービス | 計画 | 648   | 648   | 648   | 180   | 180   | 180   |
|          |    | 54    | 54    | 54    | 15    | 15    | 15    |
|          | 実績 | 256   | 210   | 217   | 293   | 396   | 434   |
|          |    | 21    | 18    | 18    | 24    | 33    | 36    |

(2) 訪問介護（ホームヘルプサービス）

第14表【年間利用人数】

(単位：人)

| 区 分    |     | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス | 計 画 | 396 | 396 | 396 | 444 | 432 | 432 |
|        | 実 績 | 359 | 344 | 441 | 413 | 461 | 477 |

(3) 通所介護（デイサービス）

第15表【年間利用人数】

(単位：人)

| 区 分    |     | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|--------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス | 計 画 | 528 | 528 | 528 | 528 | 528 | 504 |
|        | 実 績 | 703 | 659 | 687 | 671 | 648 | 645 |

※地域密着型通所介護含む。

(4) 訪問看護

第16表【年間利用人数】

(単位：人)

| 区 分      |     | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス   | 計 画 | 216 | 216 | 216 | 228 | 240 | 240 |
|          | 実 績 | 95  | 161 | 208 | 189 | 131 | 195 |
| 介護予防サービス | 計 画 | 36  | 36  | 36  | 60  | 60  | 60  |
|          | 実 績 | 67  | 69  | 60  | 56  | 62  | 72  |

(5) 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

第17表【年間利用人数 ※下段：月平均人数】

(単位：人)

| 区 分      |     | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス   | 計 画 | 432 | 432 | 432 | 264 | 264 | 264 |
|          |     | 36  | 36  | 36  | 22  | 22  | 22  |
|          | 実 績 | 395 | 376 | 305 | 242 | 210 | 207 |
|          |     | 33  | 31  | 25  | 20  | 18  | 17  |
| 介護予防サービス | 計 画 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|          |     | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   |
|          | 実 績 | 7   | 12  | 2   | 0   | 0   | 0   |
|          |     | 1   | 1   | 0   | 0   | 0   | 0   |

(6) 短期入所生活介護 (ショートステイ)

第18表【年間利用人数】

(単位:人)

| 区 分      |     | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス   | 計 画 | 139 | 139 | 139 | 84  | 84  | 84  |
|          | 実 績 | 140 | 111 | 95  | 110 | 75  | 74  |
| 介護予防サービス | 計 画 | 5   | 5   | 5   | 12  | 12  | 12  |
|          | 実 績 | 3   | 4   | 13  | 5   | 11  | 16  |

(7) 福祉用具貸与

第19表【年間貸与件数】

(単位:件)

| 区 分      |     | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス   | 実 績 | 630 | 630 | 609 | 583 | 572 | 649 |
| 介護予防サービス | 実 績 | 200 | 158 | 179 | 243 | 323 | 364 |

(8) 居宅介護福祉用具購入費

第20表【年間購入件数】

(単位:件)

| 区 分      |     | H30 | R元 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス   | 実 績 | 15  | 22 | 30  | 12  | 8   | 10  |
| 介護予防サービス | 実 績 | 10  | 10 | 12  | 9   | 10  | 8   |

(9) 居宅介護住宅改修費

第21表【年間改修件数】

(単位:件)

| 区 分      |     | H30 | R元 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス   | 実 績 | 12  | 11 | 19  | 9   | 6   | 13  |
| 介護予防サービス | 実 績 | 7   | 14 | 7   | 10  | 21  | 16  |

(10) 居宅療養管理指導

第22表【年間利用人数】

(単位:人)

| 区 分      |     | H30 | R元 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス   | 実 績 | 70  | 86 | 99  | 107 | 147 | 136 |
| 介護予防サービス | 実 績 | 0   | 0  | 1   | 6   | 0   | 0   |

(11) 訪問リハビリテーション

第23表【年間利用人数】

(単位：人)

| 区 分      |    | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|----|-----|----|----|----|----|----|
| 介護サービス   | 実績 | 4   | 4  | 12 | 5  | 0  | 2  |
| 介護予防サービス | 実績 | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

※住所地特例（注1）等で町外施設に入所している被保険者が利用。

(12) 通所リハビリテーション

第24表【年間利用人数】

(単位：人)

| 区 分      |    | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|----|-----|----|----|----|----|----|
| 介護サービス   | 実績 | 12  | 12 | 8  | 0  | 9  | 12 |
| 介護予防サービス | 実績 | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

※住所地特例（注1）等で町外施設に入所している被保険者が利用。

(13) 小規模多機能型居宅介護

第25表【年間利用人数】

(単位：人)

| 区 分      |    | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|----|-----|----|----|----|----|----|
| 介護サービス   | 実績 | 12  | 12 | 12 | 12 | 12 | 6  |
| 介護予防サービス | 実績 | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

※住所地特例（注1）等で町外施設に入所している被保険者が利用。

(14) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

第26表【年間利用人数】

(単位：人)

| 区 分      |    | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 | R5 |
|----------|----|-----|----|----|----|----|----|
| 介護サービス   | 実績 | 9   | 25 | 23 | 24 | 27 | 24 |
| 介護予防サービス | 実績 | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  | 0  |

※住所地特例（注1）等で町外施設に入所している被保険者が利用。

(注1) 住所地特例・・・被保険者が住所地以外の介護保険施設等に入所した場合、住所を移す前の市町村が引き続き保険者となる措置。

## (15) 特定施設入居者生活介護

第27表【月利用人数 ※下段：月平均人数】

(単位：人)

| 区 分      |     | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
|----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 介護サービス   | 計 画 | 336 | 336 | 336 | 372 | 372 | 360 |
|          |     | 28  | 28  | 28  | 31  | 31  | 30  |
|          | 実 績 | 278 | 315 | 325 | 295 | 326 | 342 |
|          |     | 23  | 26  | 27  | 25  | 27  | 29  |
| 介護予防サービス | 計 画 | 24  | 24  | 24  | 84  | 84  | 84  |
|          |     | 2   | 2   | 2   | 7   | 7   | 7   |
|          | 実 績 | 86  | 88  | 81  | 89  | 76  | 81  |
|          |     | 7   | 7   | 7   | 7   | 6   | 7   |

## 2. 施設サービス (※R5年度は実績見込)

第28表【年間利用人数 ※下段：月平均人数】

(単位：人)

| (1) 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム) |     |     |     |     |     |     |
|--------------------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 区 分                      | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
| 計 画                      | 732 | 732 | 732 | 696 | 696 | 696 |
|                          | 61  | 61  | 61  | 58  | 58  | 58  |
| 実 績                      | 700 | 718 | 702 | 695 | 679 | 671 |
|                          | 58  | 60  | 59  | 58  | 57  | 56  |
| (2) 介護老人保健施設             |     |     |     |     |     |     |
| 区 分                      | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
| 計 画                      | 120 | 120 | 120 | 108 | 108 | 108 |
|                          | 10  | 10  | 10  | 9   | 9   | 9   |
| 実 績                      | 100 | 97  | 79  | 49  | 55  | 51  |
|                          | 8   | 8   | 7   | 4   | 5   | 4   |
| (3) 介護医療院                |     |     |     |     |     |     |
| 区 分                      | H30 | R元  | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 |
| 計 画                      | 0   | 0   | 0   | 24  | 24  | 24  |
|                          | 0   | 0   | 0   | 2   | 2   | 2   |
| 実 績                      | 0   | 0   | 12  | 17  | 2   | 11  |
|                          | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 1   |

### 3-3 地域支援事業の状況

#### 1. 介護予防・生活支援サービス（※R5年度は実績見込）

##### (1) 訪問型サービス

第29表【年間利用人数】 (単位：人)

| 区 分     |     | H30 | R元  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 訪問型サービス | 計 画 | 228 | 228 | 228 | 228 | 228 | 228 |
|         | 実 績 | 227 | 226 | 267 | 296 | 276 | 331 |

##### (2) 通所型サービス

第30表【年間利用人数】 (単位：人)

| 区 分     |     | H30 | R元  | R2  | R3  | R4  | R5  |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 通所型サービス | 計 画 | 504 | 504 | 504 | 384 | 384 | 384 |
|         | 実 績 | 365 | 420 | 453 | 459 | 445 | 425 |

##### (3) 介護予防ケアマネジメント

第31表【ケアプラン年間作成件数 ※下段：月平均件数】 (単位：件)

| 区 分              |     | H30 | R元  | R2 | R3  | R4  | R5  |
|------------------|-----|-----|-----|----|-----|-----|-----|
| ケアマネジメント<br>サービス | 計 画 | 35  | 35  | 35 | 108 | 108 | 108 |
|                  |     | 3   | 3   | 3  | 9   | 9   | 9   |
|                  | 実 績 | 96  | 107 | 92 | 87  | 89  | 73  |
|                  |     | 8   | 9   | 8  | 7   | 7   | 6   |

#### 2. 介護予防把握事業

第32表【アンケート人数】 (単位：人)

| 区 分                    |          | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|------------------------|----------|-----|-----|----|----|----|----|
| 介護予防把握対象者数             |          | 12  | 33  | 90 | 85 | 62 | 67 |
| 生活機能<br>低下内訳<br>(重複あり) | 運動器の機能向上 | 11  | 15  | 15 | 7  | 6  | 6  |
|                        | 栄 養 改 善  | 0   | 0   | 0  | 0  | 0  | 0  |
|                        | 口腔機能の向上  | 4   | 16  | 14 | 8  | 7  | 7  |

※「介護予防のための日常生活基本調査」として、令和元年度より第1号被保険者（65歳）に郵送による調査を実施。

### 3. 介護予防普及啓発事業

第33表【介護予防普及啓発事業】

(単位：人)

| 介護予防普及啓発事業 |     | H29 | H30 | R元  | R2 | R3 | R4 |
|------------|-----|-----|-----|-----|----|----|----|
| 実施回数       |     | 4   | 4   | 3   | 3  | 3  | 0  |
| 参加数        | 実人数 | 37  | 35  | 101 | 31 | 45 | 0  |
|            | 延人数 | 61  | 107 | 101 | 31 | 45 | 0  |

※平成29・30年度は老人クラブに、複数回介入し予防事業を実施。令和元年度からは、社会福祉協議会及びスターと連携し事業を実施。

第34表【介護予防に関連する健康教育事業】

(単位：人)

| 介護予防に関連する健康教育 |     | H29 | H30 | R元  | R2  | R3  | R4  |
|---------------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 実施回数          |     | 34  | 20  | 21  | 9   | 8   | 16  |
| 参加数           | 実人数 | 365 | 191 | 175 | 114 | 128 | 217 |
|               | 延人数 | 675 | 319 | 333 | 129 | 142 | 289 |

※老人クラブ・グランドペアレンツクッキング・寿大学・地域活動組織などで行った健康教育のうち介護予防に関連する内容で実施したものを計上。

### 4. 地域リハビリテーション活動支援事業

第35表【地域リハビリテーション活動支援事業】

(単位：人)

| 地域リハビリテーション活動支援 |     | H29 | H30 | R元 | R2 | R3 | R4 |
|-----------------|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 実施回数            |     | 0   | 5   | 6  | 5  | 5  | 5  |
| 参加数             | 実人数 | 0   | 10  | 11 | 10 | 9  | 10 |
|                 | 延人数 | 0   | 10  | 12 | 10 | 9  | 10 |

※平成30年度より、生活機能低下予防に向けて、理学療法士による身体機能評価、リハビリ指導等を実施。

## 第4章 高齢者保健福祉計画

### 4-1 健康づくりの推進

高齢者がいつまでも元気で自分らしく自立した生活を送るためには、日頃の健康づくりが大切であり、生活習慣の基本である「運動」「休養」「栄養」の3つの要素のバランスを保つことが必要です。そのためには、普段からの生活習慣を見直し、適度な運動やバランスの良い食生活を心がけることが大切です。

健康な長寿社会の実現のため、健康づくりの重要性を認識し、健康教育事業や健康診査等に向けた事業を推進します。

### 4-2 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が重度な要介護状態となっても可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らし（「本人の選択」が優先される仕組み）を人生の最期まで続けることができることを目的として、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制（地域包括ケアシステム）の構築に努めることとされています。

第9期計画期間中には、団塊の世代が全員75歳以上となる2025年を迎えるほか、高齢者人口がピークを迎える2040年を見通すと、85歳以上人口が増加する一方、生産年齢人口は急減することが見込まれます。

地域の限りある社会資源を効果的に活用しながら、第8期の地域包括ケア実現のための基本理念、基本目標を継承しつつ地域とのつながりを強化し地域全体で支え合う仕組みとなる、地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくことが求められています。



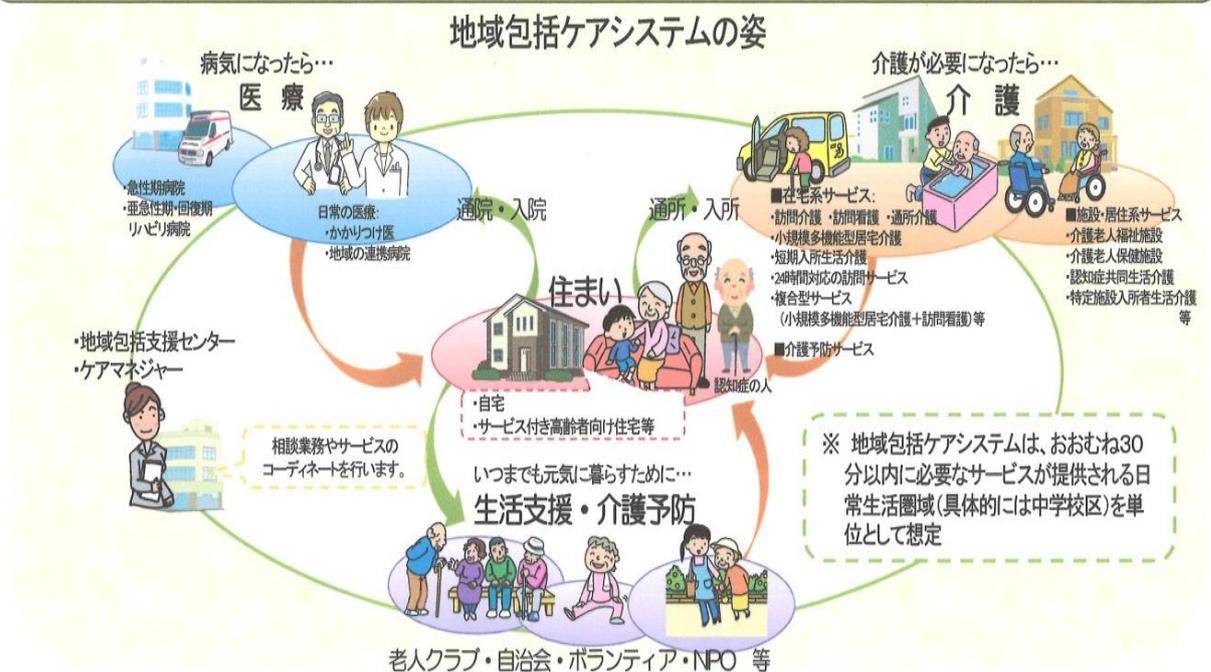
本町では急速に少子高齢化が進む情勢の中、高齢者人口はピークを過ぎ減少傾向にあります。高齢化率は令和5年度で39.2%であり、総人口も減少していることから、

高齢化率は今の水準を維持していくことが見込まれています。今後においても、高齢者を取り巻く情勢に変わりはなく、独居高齢者・認知症高齢者の増加も見込まれており、様々な課題が山積しています。

第9期計画においても、「介護予防・日常生活支援総合事業」「認知症対策」「介護と医療の連携」「介護予防と健康づくり」「高齢者居住に係る施策」「生活支援サービスの充実」に重点を置き、取り組みの現状と課題を整理し「地域包括ケアシステム」の充実・強化を図ります。

## 地域包括ケアシステム

- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、**住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を実現**していきます。
- 今後、認知症高齢者の増加が見込まれることから、認知症高齢者の地域での生活を支えるためにも、地域包括ケアシステムの構築が重要です。
- 人口が横ばいで75歳以上人口が急増する大都市部、75歳以上人口の増加は緩やかだが人口は減少する町村部等、**高齢化の進展状況には大きな地域差**が生じています。  
地域包括ケアシステムは、**保険者である市町村や都道府県が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく**ことが必要です。



## 4-3 地域生活支援体制

一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯の増加、さらには認知症高齢者の増加が見込まれることなどから、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるよう、高齢者のニーズに応じて、生活支援サービスを提供する「地域包括ケアシステム」の考え方にに基づき、引き続き次の事業を実施します。

### 1. 軽度生活援助事業

身体的に不安を抱える一人暮らし高齢者が、自立した日常生活の継続が可能となるよう、要介護状態等への進行を防止するため、訪問による健康状態の確認や相談等の軽易な援助を行います。

### 2. 生活管理指導員派遣事業（ホームヘルプサービス）

要介護状態への進行を防止するために、居宅に生活管理指導員を派遣し、家事援助、身体介護等の生活支援や指導を行います。

### 3. 生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）

要介護状態への進行を防止するとともに、家族介護者の介護負担軽減や高齢者虐待への支援のため、特別養護老人ホームの空きベッドにおいて短期間の宿泊を行い、生活習慣の指導及び体調管理を行います。

### 4. 外出支援サービス事業（移送サービス）

寝たきり等により、普通車での外出が困難な高齢者の通院等の外出を支援します。

### 5. 老人日常生活用具給付等事業

高齢者が安全で快適な日常生活を送ることができるよう、生活支援用具の給付や貸与を行います。

### 6. 高齢者等住宅設備改造助成事業

高齢者が在宅での生活を営む上で、必要な住宅改修に対して助成を行います。

### 7. 緊急通報システム設置事業

在宅の一人暮らし高齢者の、安全確保と精神的な不安を解消するために、急病や事故等の緊急時に迅速に対応できる通報システムを整備します。

### 8. 福祉路線除雪事業

一人暮らし又は高齢者夫婦世帯等の、冬期間における生活を支援するために、町の除

雪車両を使って生活路線の除雪を行います。

## 9. 介護サービス低所得者対策助成事業

低所得世帯の方がサービスを利用しやすくするために、介護保険サービスの利用者負担の一部を助成します。

## 10. 宅配給食サービス事業

介護が必要で調理が困難な方に対し、高齢者の在宅生活支援と健康保持を目的として、給食サービスを行います。

### 11. 寝たきり高齢者オムツ支給事業

在宅寝たきり高齢者の介護者に対する支援として、紙オムツを支給します。

### 12. 高齢者あんしんネットワーク会議

関係機関が連携して、高齢者の抱える様々な課題等に対処して、高齢者が住み慣れた地域で安全で安心して生活を続けられるように、高齢者やその家族の総合的な支援を行なうために、行政や自治会連合会、民生児童委員協議会、老人クラブ連合会、社会福祉関係事業所、介護保険関係事業所、警察、消防、防犯協会、人権擁護委員を構成団体としたネットワーク会議を開催します。

### 13. 避難行動要援護者個別避難計画書

災害が発生した場合など、自力での避難、移動が困難な高齢者に対して、要援護者台帳と住宅地図を整備し、関係機関が情報の共有を図ることにより、地域の中で容易に支援が受けられるよう体制を整備します。

### 14. 高齢者消費者被害対策事業

高齢者あんしんネットワーク会議の専門部会として、消費者被害対策の取り組みを継続的に行い、被害の防止に向けた情報の提供と周知に努め、関係機関の連携により被害の早期発見、早期対応を図ります。

### 15. 高齢者福祉輸送事業（ふれあいタクシー）

交通不便地域に居住する高齢者の移動手段を確保するため、予約制のタクシーを運行し、通院や日常生活の支援を行います。

### 16. 介護輸送運賃助成事業

介護保険制度にて通院の際に車両に乗降するため、介助サービスを必要とする利用者に対して、その輸送に係る運賃を助成することで利用者の負担を軽減し、自立した生活

を確保するための支援を行います。

#### 17. あんしんQRコード事業

常に携帯が可能な情報認識カードを作成することにより、緊急時に自分の情報をいち早く知ってもらい、救急医療や家族への連絡を容易にすることを可能にして、認知症徘徊高齢者をはじめとする地域高齢者が、安全で安心して生活できる見守り体制を確立します。

#### 18. 徘徊高齢者等安心ネットワーク事業

認知症などによる徘徊のおそれがある高齢者等をあらかじめ登録し、行方不明になった場合に佐呂間町メール配信サービスを活用し、地域の支援を得て早期に発見並びに生命及び身体の安全確保ができるよう、関係機関の連絡体制を構築し、認知症高齢者等の安全と家族等への支援を行います。

#### 19. 高齢者ハイヤー乗車料金助成事業

85歳以上の方及び自動車運転免許証返納者の方に対し、買い物や通院等の外出支援を図るため、町内営業のハイヤーを利用した場合にハイヤー乗車の基本料金を助成します。

#### 20. 入退院時等交通費助成事業

家族及び親族等から、町外医療機関への送迎等の支援が受けられない、65歳以上の方及び障害者手帳などの交付を受けている方に対し、入退院時及び緊急搬送後の帰宅時に、営業ハイヤー等を利用した場合に交通費の一部を助成することで、利用者の経済的負担を軽減します。

### 4-4 認知症高齢者等への抜本的な支援対策

#### 1. 認知症高齢者への支援推進

認知症高齢者数については、令和7年には全国で675万人に達し、65歳以上の高齢者の約5.4人に1人が認知症になると予想されています。今や認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなどを含め、多くの人にとって身近なものとなっています。

令和5年には「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が打ち出され、認知症の人が尊重を保持しつつ、希望を持って暮らすことができ、全ての認知症の人が自ら

の意志によって日常生活を営むことができるようにすることを基本理念としています。

認知症の人の意志が尊重され、できる限り住みなれた地域のよりよい環境で、自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し「認知症高齢者等に優しい地域づくり」を推進します。

## 2. 若年性認知症者への支援

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」といい、初期症状の判断が難しく、本人や周囲の人が何らかの異常には気付くが受診が遅れるといった特徴があることから、普及啓発により早期診断・早期対応につなげていく必要があります。

若年性認知症は、働き盛りの人が発症することも多く、休職等による生活費等の経済的問題が大きいことなどから、若年性認知症の特性に配慮し、本人や家族の視点に立った支援を行ないます。

## 4-5 高齢者の積極的な社会参加

高齢者がいつまでもいきいきと暮らし続けるためには、趣味や生き甲斐を持ち、地域との関わりを持ち続け学習活動に取り組むなど、社会性のある前向きな気持ちを持った生き方を続けることが必要です。

このために、今までの豊かな経験を生かした知識の伝承やボランティア活動など、身近な生活圏域内での活動の場を創出し、高齢者が社会的役割を担うことのできる地域ネットワークづくりを支援していきます。

## 4-6 高齢者の権利擁護

### 1. 高齢者虐待対策の推進

#### (1) 高齢者虐待の予防

介護保険制度の普及、活用が進む中、一方では高齢者に対する身体的、心理的な虐待、介護や世話の放棄・放任などの高齢者虐待が問題になっています。

このため、介護知識や認知症に対する正しい理解にあわせて、介護保険制度の利用促進や介護者の負担軽減制度の周知徹底を図ります。

#### (2) 早期発見・早期対応

高齢者への虐待は、介護の過重な負担による疲労の蓄積や、介護者の介護認識不足な

どが発生要因としてあげられます。

虐待は、家庭内で発生する事例が多く表面化しにくい特徴がありますが、在宅寝たきり高齢者の的確な把握や実態調査を進め、問題が深刻化する前に介護者や家族への支援を行うために、地域包括支援センターを中心として関係機関及び地域との連携強化を図ります。

## 2. 成年後見制度等活用の推進

認知症等により判断能力が減退し、福祉サービスの利用や生活の維持に支援が必要な高齢者が増加しています。

また、親類とも疎遠になり扶養義務者が存在しない高齢者も増加の傾向にあり、成年後見制度を利用して権利擁護を図るための体制の整備が必要になっています。

このため、成年後見制度利用に向けた体制の整備、申立て対象者の把握や継続的な実態把握を行います。

さらに、低所得者の制度利用を推進するために、費用負担の軽減に向けた支援事業を実施します。

## 4-7 高齢者福祉施設

高齢者人口は減少傾向にあるものの、今後も高齢者世帯及び一人暮らし高齢者が増加することが見込まれることから、安全で安心して生活できる居住環境整備を図ります。

第36表【施設等サービスの見込数】

| 施設名                | 単位      | R6 | R7 | R8 |
|--------------------|---------|----|----|----|
| 養護老人ホーム            | 措置者数(人) | 2  | 2  | 2  |
| 軽費老人ホーム<br>(ケアハウス) | 利用者数(人) | 50 | 50 | 50 |
|                    | 箇所数     | 1  | 1  | 1  |
|                    | 定員数(人)  | 50 | 50 | 50 |
| 老人福祉センター           | 箇所数     | 1  | 1  | 1  |
| 在宅介護支援センター         | 箇所数     | 1  | 1  | 1  |
| 高齢者福祉住宅            | 箇所数     | 2  | 2  | 2  |
| 有料老人ホーム            | 箇所数     | 2  | 2  | 2  |

## 4－8 災害・感染症に係る体制整備

### 1. 災害に対する体制整備

在宅の高齢者で、災害発生時に情報の入手や自力での避難が困難な方は、大きな被害を受ける可能性があることから、平時から災害における支援体制を準備しておくことが重要です。

本町では、災害時等の避難の際に支援が必要な方を「避難行動要援護者個別避難計画書」として登録していただき、地震や風水害等の災害が発生した際に、重度の障がい者や一人暮らし高齢者など、自力での避難や移動等が困難な方が地域の中で支援を受けられる体制を整備しています。

### 2. 感染症に対する体制整備

治療が確立されていない感染症や、人へのまん延が懸念されている新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症などに対応した健康管理体制の強化が必要です。

特に高齢者は感染すると重症化しやすいことから、感染症予防に対する相談や情報の提供を行い、医療機関や介護サービス事業所等が連携し、感染症対策に向けた体制を整備する必要があります。

このため、感染症発生に備え国からの関係通知を基に、平時からの情報交換、連携体制の整備を図り、特にマスクの着用、咳エチケット、手洗い、うがい等の感染対策の普及、また自らの発症が疑わしい場合は、感染を広げないように不要な外出を控えるといった、基本的な感染対策の理解促進を図ります。

## 第5章 介護保険事業計画

### 5-1 介護保険サービス計画

#### 1. 対象者数の見込

令和2年度から令和5年度までの要介護認定者数、高齢者人口、被保険者数の推移を基礎とし、計画期間中の要介護度人数分布割合（高齢者人口に対する出現率）や被保険者数の推移を予測し、令和6年度から令和8年度の利用者数等のサービス見込量を推計しました。

第37表【居宅サービス対象利用者数】

(単位：人)

| 対 象 者 区 分  | R 6 | R 7 | R 8 |
|--|-----|-----|-----|
| 居 宅 サ ー ビ ス 利 用 者<br>( ケ ア プ ラ ン 作 成 )             | 133 | 133 | 133 |
| 要 支 援 1  | 28  | 28  | 28  |
| 要 支 援 2  | 9   | 10  | 10  |
| 要 介 護 1  | 39  | 39  | 39  |
| 要 介 護 2  | 32  | 32  | 32  |
| 要 介 護 3  | 12  | 11  | 10  |
| 要 介 護 4  | 11  | 11  | 12  |
| 要 介 護 5  | 2   | 2   | 2   |
| 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 利 用 者<br>( グ ル ー プ ホ ー ム ) | 18  | 18  | 18  |
| 特 定 施 設 入 居 者 生 活 介 護 利 用 者<br>( ケ ア ハ ウ ス )       | 33  | 33  | 33  |
| 合 計  | 184 | 184 | 184 |

## 2. 居宅介護サービスの見込

### (1) 居宅介護支援・介護予防支援

要介護認定を受けた在宅の要介護者等が、介護保険から給付されるサービス等を適切に利用できるような介護サービス計画（ケアプラン）が作成されます。

ケアプラン作成を依頼する居宅介護支援事業所は現在3ヶ所、介護予防支援事業所は地域包括支援センター内に設置しています。

#### 【町内の居宅介護支援・介護予防支援事業所】

- ・佐呂間町指定居宅介護（介護予防）支援事業所
- ・居宅介護支援事業所 夢ふうせんさろま
- ・居宅介護支援事業所 サンガーデンさろま

第38表 【ケアプラン年間作成見込件数 ※下段：月平均見込件数】 (単位：件)

| 区 分         | R 6   | R 7   | R 8   |
|-------------|-------|-------|-------|
| 居 宅 介 護 支 援 | 1,152 | 1,140 | 1,140 |
|             | 96    | 95    | 95    |
| 介 護 予 防 支 援 | 444   | 456   | 456   |
|             | 37    | 38    | 38    |
| 合 計         | 1,596 | 1,596 | 1,596 |
|             | 133   | 133   | 133   |

### (2) 訪問介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）事業は、訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の居宅を訪問して、調理・洗濯・掃除等の家事や入浴・排泄・食事等の介護を行い、健全で自立した日常生活を送ることができるよう援助するとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

本町では、社会福祉法人、民間事業所及びNPO法人の3か所がサービスを提供しています。

第39表 【年間利用見込人数】 (単位：人)

| 区 分         | R 6 | R 7 | R 8 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス | 468 | 468 | 468 |

### (3) 通所介護

通所介護（デイサービス）は、要介護者等が居宅で自立した日常生活を営めるように、能力に応じ生活機能の維持又は向上をめざして、食事や入浴等の日常生活支援や、生活機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができるサービスです。

これまで社会福祉法人が実施していましたが、令和6年度から地域密着型サービスへ移行することとなります。

町外で暮らす利用者等に対して、町外事業所が提供します。

第40表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分         | R 6 | R 7 | R 8 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス | 36  | 36  | 36  |

### (4) 訪問看護・介護予防訪問看護

訪問看護事業は、看護師が要介護者等の居宅を訪問して療養上の世話や必要な診療の補助を行います。

本町では、遠軽町の2事業所がサービスを提供しています。

- ・遠軽地域訪問看護ステーション にじ
- ・訪問看護ステーション コネクト

第41表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 144 | 144 | 144 |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 72  | 72  | 72  |
| 合 計             | 216 | 216 | 216 |

### (5) 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

短期入所生活介護事業は、居宅要介護者等が特別養護老人ホームに短期間入所して、食事・入浴・排泄等の介護や日常生活上の世話及び機能訓練を行い、利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るものです。

第4 2表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 72  | 72  | 72  |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 12  | 12  | 12  |
| 合 計             | 84  | 84  | 84  |

## (6) 短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

短期入所療養介護は、居宅の要介護者等が介護老人保健施設や介護医療院を一時的に利用し、看護・医学的管理下の介護・機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話を行います。町内にはサービス提供事業所はありません。

## (7) 居宅療養管理指導

居宅療養管理指導は、通院が困難な要介護者等の居宅に、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等が訪問し、療養上の指導や健康管理、アドバイス等を行い利用者の療養生活の質の向上を図ります。

本町では、歯科診療所、調剤薬局が実施しています。

第4 3表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 108 | 108 | 108 |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 0   | 0   | 0   |

## (8) 訪問リハビリテーション

訪問リハビリテーションは、要介護者等の住居において心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うものです。

住所地特例等で町外施設に入所している利用者等に対して町外事業所が提供しています。

第44表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 12  | 12  | 12  |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 0   | 0   | 0   |

## (9) 通所リハビリテーション

通所リハビリテーションは、在宅の要介護者が介護老人保健施設や病院・診療所に通所し、理学療法、作業療法等の必要なリハビリテーションを受けることで心身の機能の維持回復を図るものです。対象者は症状が安定期にあり、上記施設で診療にもとづき実施される計画的な医学的管理下でのリハビリテーションが必要と主治医が認めた方になります。

住所地特例等で町外施設に入所している利用者等に対して町外事業所が提供しています。

第45表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 12  | 12  | 12  |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 0   | 0   | 0   |

## (10) 特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

特定施設入居者生活介護は、ケアハウス等に入所している要介護者に対し、サービス計画に基づき、当該施設が提供する食事・入浴・排泄等の介護やその他日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話をを行い、施設で能力に応じて自立した生活ができるようにするものです。

第46表【年間利用見込人数 ※下段：月平均見込人数】

(単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 324 | 324 | 324 |
|                 | 27  | 27  | 27  |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 72  | 72  | 72  |
|                 | 6   | 6   | 6   |
| 合 計             | 396 | 396 | 369 |
|                 | 33  | 33  | 33  |

#### (1 1) 福祉用具・介護予防福祉用具の貸与

福祉用具・介護予防福祉用具の貸与は、要介護者等に対して日常生活の便宜を図るためや、機能訓練のために歩行杖や車いす等の福祉用具を貸与します。

貸し出しの対象となる福祉用具は次の13種類です。

- ①車いす ②車いす付属品 ③特殊寝台 ④特殊寝台付属品
- ⑤褥そう(床ずれ) 予防用具 ⑥体位変換器 ⑦認知症老人徘徊感知機器
- ⑧移動用リフト(吊り具の部分を除く) ⑨自動排泄処理装置
- ⑩手すり(工事をともなわないもの) ⑪スロープ(工事をともなわないもの)
- ⑫歩行器 ⑬歩行補助つえ

#### (1 2) 福祉用具・介護予防福祉用具の購入費

福祉用具・介護予防福祉用具の購入費は、福祉用具のうち貸与とならない入浴や排泄に要する用具の購入費を支給します。

保険給付の対象となる福祉用具は次の5種類です。

- ①腰掛便座 ②特殊尿器 ③入浴補助用具 ④簡易浴槽
- ⑤移動用リフトの吊り具の部分

#### (1 3) 住宅改修費

住宅改修費は、手すりの取付けや段差の解消など小規模な住宅改修費用を支給します。保険給付の対象は次の6種類です。

- ①手すりの取付け ②段差の解消
- ③滑りの防止・移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- ④引き戸等への扉の取り替え ⑤洋式便器等への便器の取り替え
- ⑥その他①～⑤の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

### 3. 地域密着型サービスの見込

#### (1) 認知症対応型共同生活介護

認知症対応型共同生活介護は、要介護状態にある認知症の高齢者が共同生活を営む住居で、食事・入浴・排泄等の介護やその他日常生活上の世話や機能訓練を行います。

本町では、2民間事業所がサービスを提供しています。

第47表【年間利用見込人数 ※下段：月平均見込人数】 (単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 216 | 216 | 216 |
|                 | 18  | 18  | 18  |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 0   | 0   | 0   |
|                 | 0   | 0   | 0   |

(2) 地域密着型通所介護

地域密着型通所介護事業とは、18人以下の小規模な通所介護(デイサービス)で、食事や入浴等の日常生活支援や生活機能訓練などのサービスを、日帰りで提供する事業です。本町では、社会福祉法人と民間事業所がサービスを提供しています。

第48表【年間利用見込人数】 (単位：人)

| 区 分         | R 6 | R 7 | R 8 |
|-------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス | 528 | 528 | 528 |

(3) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、居宅で通所や短期間宿泊により、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。登録された利用者を対象に、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、訪問や宿泊を組み合わせることでサービスの提供を受けることで、居宅における生活の継続を支援するものです。

住所地特例等で町外施設に入所している利用者等に対して町外事業所が提供しています。

第49表【年間利用見込人数】 (単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 12  | 12  | 12  |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 0   | 0   | 0   |

(4) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、要介護者等が自身の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回及び随時通報により、利用者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活の緊急時の対応など、安心して居宅で生活を送るために援助を行うとともに療養生活を支援し心身機能の維持・回復を図ります。

住所地特例等で町外施設に入所している利用者等に対して町外事業所が提供しています。

第50表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分             | R 6 | R 7 | R 8 |
|-----------------|-----|-----|-----|
| 介 護 サ ー ビ ス     | 24  | 24  | 24  |
| 介 護 予 防 サ ー ビ ス | 0   | 0   | 0   |

(5) その他

地域密着型サービスには(1)～(4)の他に、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護といったサービスがありますが、町内では提供する事業者はありません。

#### 4. 施設サービスの見込

令和3年度から令和5年度までの特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護医療院等各施設の入所状況及び町内施設の空床状況等を勘案のうえ、令和6年度から令和8年度までの施設入所者数を推計しました。

第51表【年間入所者見込 ※下段：月平均入所者見込】

(単位：人)

| 区 分                   | R 6   | R 7   | R 8   |
|-----------------------|-------|-------|-------|
| 施設サービス計               | 744   | 744   | 744   |
|                       | 62    | 62    | 62    |
| 介護老人福祉施設              | 672   | 672   | 672   |
|                       | 56    | 56    | 56    |
| 介護老人保健施設              | 60    | 60    | 60    |
|                       | 5     | 5     | 5     |
| 介護療養型医療施設             | 12    | 12    | 12    |
| 介護医療院                 | 1     | 1     | 1     |
| 65歳以上人口<br>(第1号被保険者数) | 1,842 | 1,800 | 1,765 |
| 施設サービス利用率             | 3.37% | 3.44% | 3.51% |

(第1号被保険者数：65歳以上人口＋住所地特例被保険者)



## 5-2 地域支援事業

地域支援事業とは、高齢者が要介護状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するためのサービスを提供するもので、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」及び「任意事業」で構成します。

### 介護保険給付・地域支援事業の全体像



## 1. 介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業とは、市町村が中心となって、地域の実情に応じた効果的な介護予防の推進を図っていくもので、高齢者本人の機能回復訓練などだけでなく、高齢者本人を取り巻く環境や地域も含めてアプローチができるように支援していくものです。

### 1) 介護予防・生活支援サービス

介護予防・生活支援サービスは、単独世帯が増加し、支援を必要とする軽度の高齢者が増加する中、要介護状態となることの予防や要介護状態等の軽減、悪化の防止を目的として行うもので、特に生活機能の低下した高齢者に対しては、リハビリテーションの理念を踏まえて「心身機能」「活動」「参加」の、それぞれの要素にバランスよく働きかけることが重要になり、高齢者の心身機能の改善だけをめざすのではなく、日常生活の活動を高め、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援して、生活の質の向上を目指すものです。

#### (1) 訪問型サービス

訪問型サービスは、従前の介護予防訪問介護に相当するものです。

訪問介護員（ホームヘルパー）等が事業対象者の居宅を訪問して、調理・洗濯・掃除等の家事や入浴・排泄・食事等の介護を行い、健全で自立した日常生活を送ることができるよう援助するとともに、家族の介護負担の軽減を図ります。

第52表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分           | R 6 | R 7 | R 8 |
|---------------|-----|-----|-----|
| 訪 問 型 サ ー ビ ス | 279 | 279 | 279 |

#### (2) 通所型サービス

通所型サービスは、従前の介護予防通所介護に相当するものです。

事業対象者が居宅で自立した日常生活を営めるように、能力に応じ生活機能の維持又は向上をめざして、食事や入浴等の日常生活支援や、生活機能訓練などのサービスを日帰りで受けることができるものです。

第53表【年間利用見込人数】

(単位：人)

| 区 分     | R 6 | R 7 | R 8 |
|---------|-----|-----|-----|
| 通所型サービス | 440 | 440 | 440 |

## (3) 介護予防ケアマネジメント

総合事業による介護予防ケアマネジメントは、介護予防支援と同様に地域包括支援センターが要支援者等に対するアセスメントを行い、その状態や置かれている環境等に応じて、本人が自立した生活を送ることができるようケアプランを作成するものです。

第54表【ケアプラン年間作成見込件数 ※下段：月平均見込件数】

(単位：件)

| 区 分          | R 6 | R 7 | R 8 |
|--------------|-----|-----|-----|
| ケアマネジメントサービス | 90  | 90  | 90  |
|              | 8   | 8   | 8   |

## 2) 一般介護予防事業

## (1) 介護予防普及啓発事業

高齢者の健康寿命をのばし、生活の質を高めていくためには、健康づくりと介護予防を地域で総合的に展開していく必要があります、身体的な面だけでなく精神面・社会面においても活動性を維持・向上させることが大切です。

そのため、健康づくりや生きがいづくりに関する関係機関との連携をはかり、介護予防の必要性について健康教育や教室を開催する等、知識の普及啓発に努めます。そして運動機能や口腔機能の低下、低栄養は要介護状態につながる重要な要因です。そのため、これらのプログラムを複合的に行うことで、より効果的に生活介護予防への意識づけを行い、対処する方法を学び、取り組む気持ちをもつことができるよう相談や指導を行います。また、通所により他の参加者との交流を通じて、健康への影響要因である人と人との絆やコミュニティの大切さを再確認する機会とします。

## (2) 地域介護予防活動支援事業

介護予防を地域全体ですすめていくためには、地域において介護予防に向けた自発的な活動が広く実施され、自ら活動に参加し、介護予防に向けた取り組みを主体的に実施していくことが大切です。

社会活動や役割をもつことは健康感や生きがいに寄与し、活動性の維持・向上につ

ながるため、ボランティア等の人材育成のための研修や健康教育を実施し、地域活動組織の育成支援に努めます。

### (3) 地域リハビリテーション活動支援事業

リハビリテーションに関する専門的知見を有する者が、高齢者の有する能力を評価し改善の可能性を助言するなど、地域包括支援センターと連携しながら、通所、訪問、地域ケア会議、サービス担当者会議などの介護予防の取り組みを総合的に支援します。

## 2. 包括的支援事業

### 1) 地域包括支援センターの運営

高齢化が進展する中で、介護を必要とする高齢者が増加しており、いつまでも住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けるため、生活上のさまざまな課題を総合的に支援する体制の機能強化が求められています。

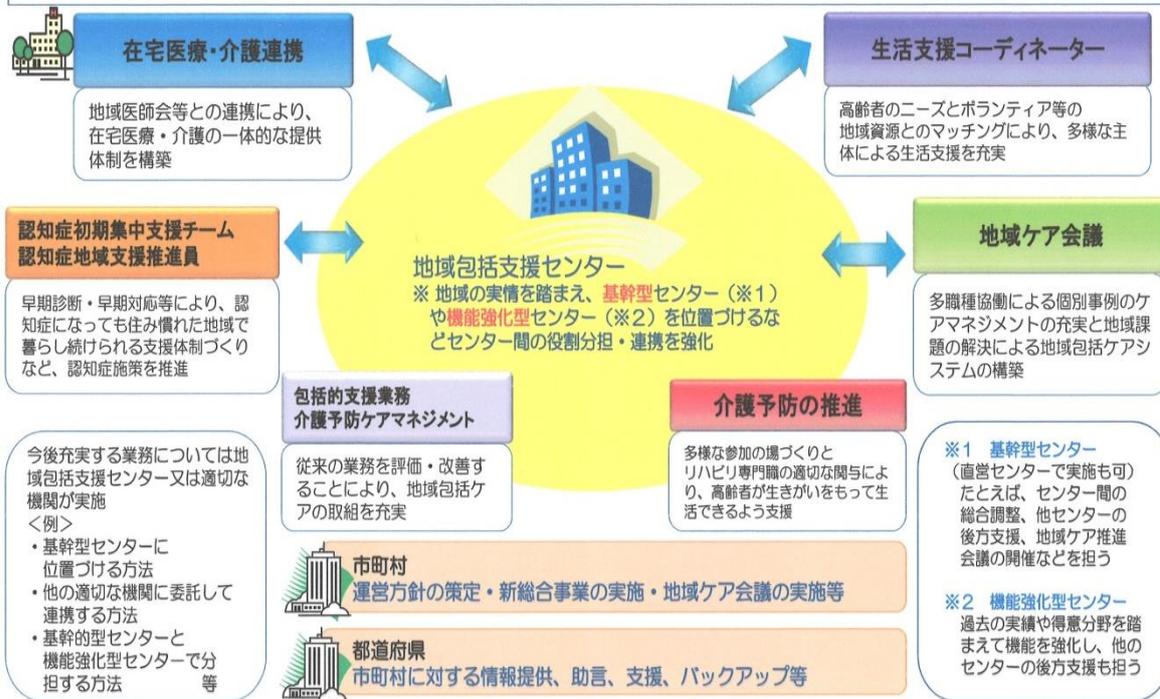
このため、高齢者が住み慣れた地域で尊厳を持ち、安心して自立した暮らしを続けるために、地域包括支援センターを拠点として健康や福祉、介護などに関する相談業務や情報提供、介護予防プランの作成などをはじめとする、多様な支援を継続的かつ包括的に提供していきます。

また、介護保険運営協議会を通じて、地域包括支援センターの運営状況の確認、支援結果等について協議を行うとともに、本町における地域ケアシステムのあり方について、具体的な施策を展開していきます。

(配置スタッフ：原則として、保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員の3職種)

## 地域包括支援センターの機能強化

- 高齢化の進展、相談件数の増加等に伴う業務量の増加及びセンターごとの役割に応じた人員体制を強化する。
- 市町村は運営方針を明確にし、業務の委託に際しては具体的に示す。
- 直営等の基幹型センターや、機能強化型のセンターを位置づけるなど、センター間の連携を強化し、効率的かつ効果的な運営を目指す。
- 地域包括支援センター運営協議会による評価、PDCAの充実等により、継続的な評価・点検を強化する。
- 地域包括支援センターの取組に関する情報公表を行う。



### (1) 総合相談

高齢者やその家族の介護に関する相談や心配ごと、健康や福祉、医療や生活など、総合的な相談を受け、問題に応じた適切なサービスや関係機関、各種制度の利用につなげます。特に、85歳以上の独居及び夫婦世帯に対する相談支援体制の整備を図ります。

◇相談支援

◇実態把握・情報収集

### (2) 介護予防の推進

要介護状態になることをできるだけ予防するために、本人や家族ができることを支持し、対象者の状態に応じて適切に介護保険サービスや、地域資源等の活用ができるよう支援を行います。

◇要支援認定者へのケアマネジメント

◇総合事業対象者へのケアマネジメント

### (3) 地域ケアの推進

地域の関係機関等との連携を通じて、要介護者を支援するためのケアマネージャーの後方支援を行います。また、高齢者あんしんネットワーク会議の体制強化を図ります。

◇地域ケア推進のための会議

◇地域のケアマネージャーなどの支援

◇高齢者あんしんネットワークの体制強化

### (4) 認知症ケアの推進

認知症に対する理解を深め、認知症予防への知識の普及を図るとともに、早期対応・早期発見や家族等介護者を援助できる体制を強化します。

◇認知症高齢者の理解

◇地域見守り体制の強化

### (5) 権利擁護事業の推進

判断能力の不十分な認知症高齢者や、介護が必要な高齢者等が、人権を損なわれることなく安心して暮らせるよう、権利擁護制度の周知・啓もうを行うとともに必要な支援を行います。

◇消費者被害の防止

◇高齢者虐待への対応

◇成年後見制度の利用支援

## 2) 在宅医療・介護連携の推進

地域包括システムの構築をめざす取り組みの一環として、住民が安心して自宅で暮らすことができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するため、医療職・介護職等の多職種が医療・介護提供体制のあるべき姿や進め方を協議・共有しながら、在宅医療・介護連携推進事業の施策を推進します。

(ア) 地域の医療・介護の資源の把握

(イ) 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討

(ウ) 切れ目の無い在宅医療と介護の提供体制の構築推進

(エ) 医療・介護関係者の情報共有の支援

(オ) 在宅医療介護連携に関する相談支援

(カ) 医療・介護関係者の研修

(キ) 地域住民への普及啓発

(ク) 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携

### 3) 認知症施策の推進

今後も、認知症高齢者の増加が見込まれる中、認知症の人やその家族等への早期の適切な支援が重要となってきます。

また、認知症を発症すると本人や介護者は精神的・身体的に負担が大きくなりますが、発症後も安心して生活できる地域をめざして取り組みを進めます。

#### ①認知症初期集中支援推進事業

認知症の人やその家族等に早期に関わることを目的に、地域包括支援センター内に「認知症初期集中支援チーム」を配置しています。

早期発見・早期対応により、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住みなれた地域で暮らし続けることができるよう保健師、社会福祉士、介護福祉士などの専門職と認知症サポート医が連携し自立した生活のサポートを行います。

#### ②認知症地域支援・ケア向上事業

認知症の人やその家族等が、状況に応じて必要な医療や介護等のサービスを受けることができるよう、在宅介護支援センターに配置されている「認知症地域支援推進員」が中心となって、認知症に関する医療・介護等の連携強化、地域における支援体制の構築、認知症ケアの向上を図るための取り組みを行います。

#### ③「チームオレンジ」の活動支援

認知症になっても、安心して暮らし続けられる地域づくりを進める観点から、認知症サポーター養成促進事業として、「認知症の人やその家族への支援」と「認知症サポーターを中心とした支援」をつなぎ、生活関連企業や各専門機関との連携を整え、早期から継続して支援できるように「チームオレンジ」の整備に向けた取り組みを進めていきます。

### 4) 生活支援サービスの体制整備

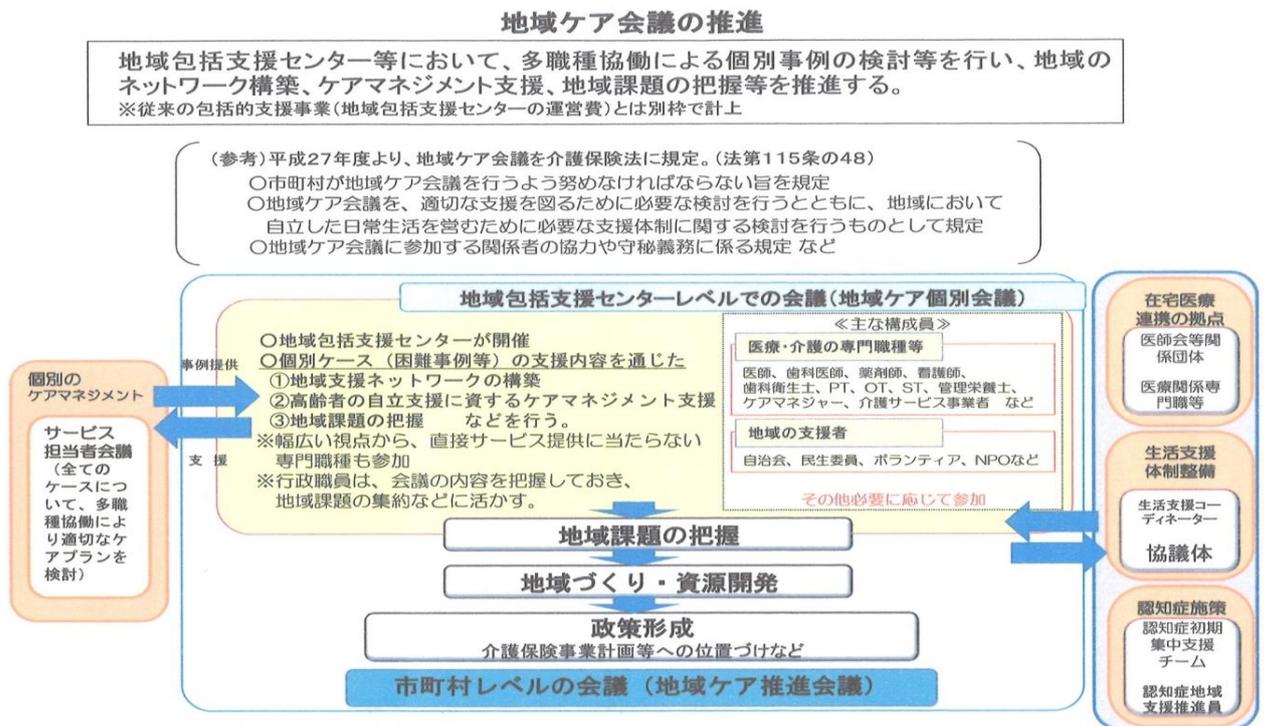
高齢者の、多様な日常生活上の支援体制の充実、強化及び社会参加の推進を一体的に取り組むため、高齢者あんしんネットワーク会議が生活支援体制協議体の役割を担うこととし、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会に配置しています。

今後も、社会福祉協議会やボランティア団体などとの協働により介護予防教室の開催や互助における生活支援の仕組みづくりなど地域全体で高齢者を支える新たな体制づくりを進めていきます。

## 5) 地域ケア会議の推進

地域包括ケアの構築には、高齢者の実態を把握し、そこから地域課題を抽出し解決していく地域ケア会議が重要となってきます。法制化により地域ケア会議には「個別課題の解決」「地域ネットワークの構築」「地域課題の発見」「地域づくり・資源開発」「政策の形成」の5つの機能が求められています。

今後も、定期的に会議を開催し、支援困難ケース等に対する支援方法の検討、また、自立支援、介護予防の観点から、高齢者の「QOL」の向上、適切なサービスの提供につなげられるよう、「自立支援型地域ケア個別会議」を行っていきます。



### 3. 任意事業

#### 1) 介護給付費適正化事業

介護給付の適正化とは、介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、介護給付費や介護保険料の抑制に努めることが求められており、費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。

介護給付適正化事業は、保険者である町が国民健康保険団体連合会などの関係機関と連携しながら、計画的に介護給付の適正化に取り組む事業です。

また、これまでの給付適正化5事業を保険者の事務軽減の負担を回りつつ、効果的・効率的に事業を実施するため、第9期計画からは3事業に再編され、実施内容の充実化を図ることになりました。

##### ①要支援・要介護認定の適正化

要介護認定申請を出された方に対し、公正・公平な介護認定がされるよう、遠軽地区介護認定審査会が運営適正化の研修を行い、認定の適正化を行っています。

##### ②ケアプランの点検（住宅改修等の点検・福祉用具購入・貸与調査）

介護支援専門員が作成した、居宅介護（介護予防）サービス計画の記載内容について、町職員等の第三者による点検を行うことにより、受給者の状態に適合しないサービス提供を改善するものです。

また、住宅改修・福祉用具購入・福祉用具貸与に関する、利用者における必要性や利用状況の調査及び、住宅改修については改修前後の確認により、利用者の身体状況に適切な改修となっているか等の点検を実施します。

##### ③医療情報との突合・縦覧点検

受給者ごとに、提供されたサービスの整合性の点検を行い、請求内容の誤りを発見することや、医療の入院情報と介護保険の給付情報を突合し、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

国保連合会に委託して実施しており、提供される一覧表を確認しています。

## 2) 家族介護支援事業

### ①家族介護教室

要介護高齢者等を介護する家族等に対して、適切な介護知識・技術の習得や外部サービスの適切な利用が習得できる教室などを開催します。

### ②認知症高齢者見守り事業

認知症に関する理解を深めるための講座や、講演会の開催及び徘徊高齢者等を早期に発見するネットワークなどにより、地域が主体となって認知症高齢者やその家族を支援する体制づくりを進めます。

### ③家族介護継続支援事業

寝たきり又は認知症高齢者を在宅で介護している家族等を対象とし、健康などの各種相談の実施により疾病予防、病気の早期発見に努めます。

### ④家族介護者への支援

少子高齢化や核家族化が進展する中、家族の介護における介護者いわゆるケアラー（ケアラーのうち18歳未満をヤングケアラー）にかかる負担はより大きくなることが見込まれます。ケアラー支援には福祉や医療、教育などの専門機関のみならず町民一体となって地域づくりを推進していく必要があります。

このためには、地域住民がケアラー支援について理解を深めることが必要となることから、ケアラーに関する理解を図るために普及啓発の取り組みを進めていきます。

## 3) その他の事業

### ①成年後見制度利用支援事業

判断能力の不十分な認知症高齢者等が、人権を損なわれることなく安心して生活ができるよう制度の周知を行うとともに、低所得者の制度利用を推進するために、費用負担の軽減に向けた支援事業を実施します。

### ②福祉用具、住宅改修支援事業

居宅介護支援を利用していない、要介護者等の住宅改修に関して相談、助言、情報提供を行い、住宅改修費の支給申請に必要な理由書を作成した事業者に対し経費の助成を行います。

### ③認知症サポーター等養成事業

認知症に関する正しい知識の普及により認知症への理解の促進を図るため、認知症サポーター等の養成を行います。

### ④地域自立生活支援事業

高齢者が住みなれた地域で自立した生活が継続できるよう、次の事業を推進します。

- ・ 安心ハウス居住者への生活相談等の実施
- ・ 社会福祉法人等が実施する配食サービス等を活用した安否確認
- ・ 家庭内の事故等の通報に24時間対応できる体制の整備



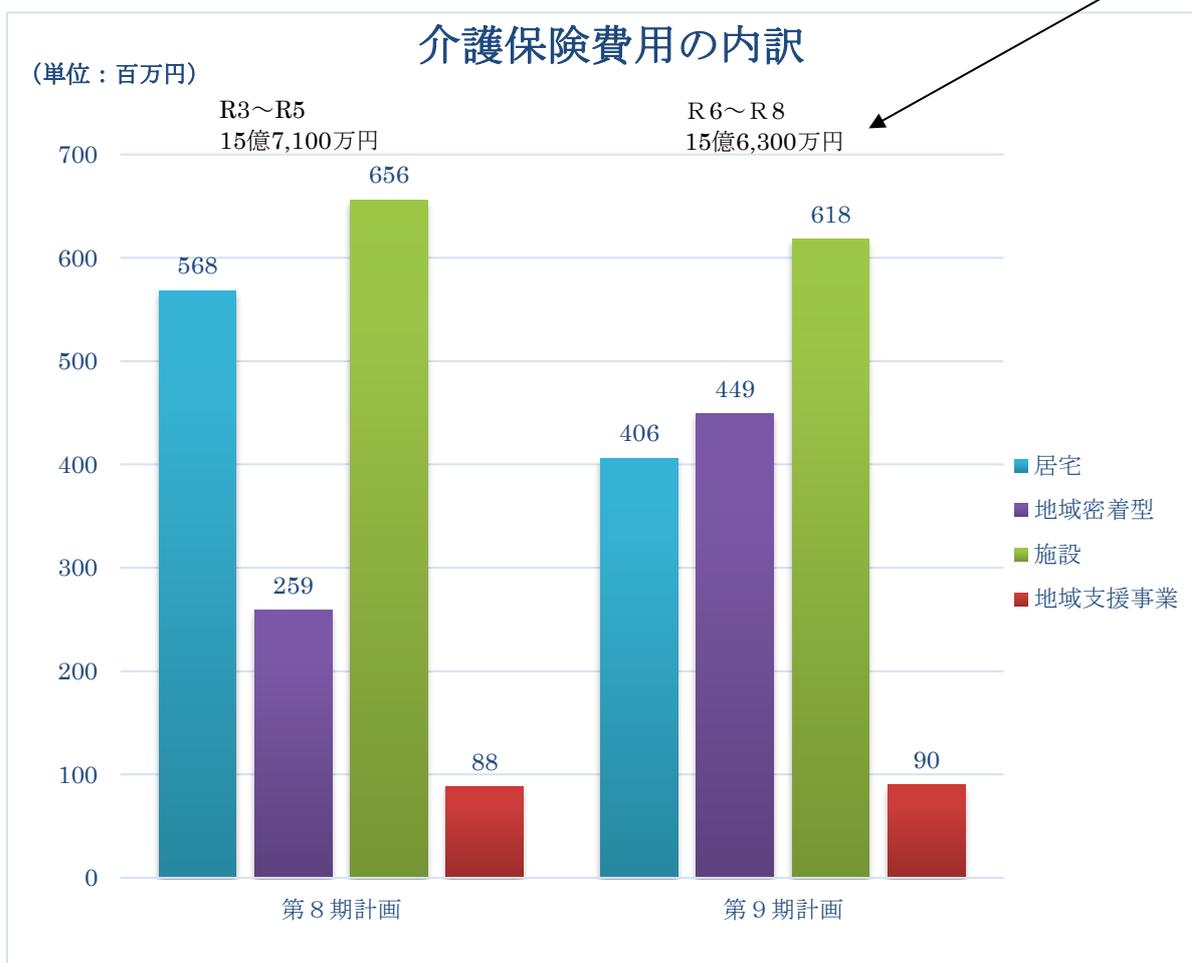
## 第6章 介護保険費用の算定

### 6-1 介護保険費用の推計

第55表【介護保険費用等の見込み】

(単位：千円)

| 区 分            |   | R 6     | R 7     | R 8     | 第 9 期 計          |
|----------------|---|---------|---------|---------|------------------|
| 居宅等介護・介護予防給付費  | A | 284,872 | 285,059 | 285,066 | 854,997          |
| 施設等介護給付費       | B | 205,832 | 206,092 | 206,092 | 618,016          |
| 標準給付額計 (A + B) | C | 490,704 | 491,151 | 491,158 | 1,473,013        |
| 地域支援事業         | D | 30,159  | 30,159  | 30,159  | 90,477           |
| 費用合計 (C + D)   | E | 520,863 | 521,310 | 521,317 | <b>1,563,490</b> |



第56表【介護・介護予防給付の内訳】

(単位：千円)

| 給付の内訳           |               |          | R 6              | R 7     | R 8     | 第9期計      |         |
|-----------------|---------------|----------|------------------|---------|---------|-----------|---------|
| 居宅等             | 介護給付          | 在宅サービス   | 訪問介護             | 46,749  | 46,808  | 46,808    | 140,365 |
|                 |               |          | 訪問看護             | 4,585   | 4,591   | 4,591     | 13,767  |
|                 |               |          | 訪問リハビリテーション      | 216     | 217     | 217       | 650     |
|                 |               |          | 居宅療養管理指導         | 1,587   | 1,589   | 1,589     | 4,765   |
|                 |               |          | 通所介護             | 1,379   | 1,381   | 1,381     | 4,141   |
|                 |               |          | 通所リハビリテーション      | 184     | 185     | 185       | 554     |
|                 |               |          | 短期入所生活介護         | 8,017   | 8,027   | 8,027     | 24,071  |
|                 |               |          | 福祉用具貸与           | 8,837   | 8,837   | 8,837     | 26,511  |
|                 |               |          | 福祉用具購入費          | 400     | 400     | 400       | 1,200   |
|                 |               |          | 住宅改修費            | 909     | 909     | 909       | 2,727   |
|                 | 特定施設入居者生活介護   | 63,500   | 63,580           | 63,580  | 190,660 |           |         |
|                 | 居宅介護支援        | 16,532   | 16,342           | 16,346  | 49,220  |           |         |
|                 | 在宅サービス        | 地域密着型    | 認知症対応型共同生活介護     | 62,298  | 62,377  | 62,377    | 187,052 |
|                 |               |          | 地域密着型通所介護        | 35,776  | 35,821  | 35,821    | 107,418 |
|                 |               |          | 小規模多機能型居宅介護      | 2,012   | 2,015   | 2,015     | 6,042   |
|                 |               |          | 定期巡回・随時対応型訪問介護看護 | 5,083   | 5,090   | 5,090     | 15,263  |
|                 | 介護予防給付        | 介護予防サービス | 介護予防訪問看護         | 1,799   | 1,802   | 1,802     | 5,403   |
|                 |               |          | 介護予防短期入所生活介護     | 862     | 863     | 863       | 2,588   |
|                 |               |          | 介護予防福祉用具貸与       | 1,849   | 1,849   | 1,849     | 5,547   |
| 介護予防福祉用具購入費     |               |          | 320              | 320     | 320     | 960       |         |
| 介護予防住宅改修費       |               |          | 2,301            | 2,301   | 2,301   | 6,903     |         |
| 介護予防特定施設入居者生活介護 |               |          | 6,417            | 6,425   | 6,425   | 19,267    |         |
| 介護予防支援          |               | 2,036    | 2,093            | 2,093   | 6,222   |           |         |
| 高額介護サービス費       | 9,783         | 9,797    | 9,796            | 29,376  |         |           |         |
| 高額医療合算介護サービス費   | 1,098         | 1,098    | 1,098            | 3,294   |         |           |         |
| 審査支払手数料         | 343           | 342      | 346              | 1,031   |         |           |         |
| 居宅等計 A          |               |          | 284,872          | 285,059 | 285,066 | 854,997   |         |
| 施設等             | 施設サービス        | 介護老人福祉施設 | 164,727          | 164,936 | 164,936 | 494,599   |         |
|                 |               | 介護老人保健施設 | 16,181           | 16,201  | 16,201  | 48,583    |         |
|                 |               | 介護医療院    | 2,798            | 2,801   | 2,801   | 8,400     |         |
|                 | 特定入所者介護サービス費等 |          | 22,126           | 22,154  | 22,154  | 66,434    |         |
| 施設等計 B          |               |          | 205,832          | 206,092 | 206,092 | 618,016   |         |
| 合計（標準給付額） C     |               |          | 490,704          | 491,151 | 491,158 | 1,473,013 |         |

## 6-2 第1号保険料の算定

### 1. 第1号被保険者数及び所得段階別加入割合

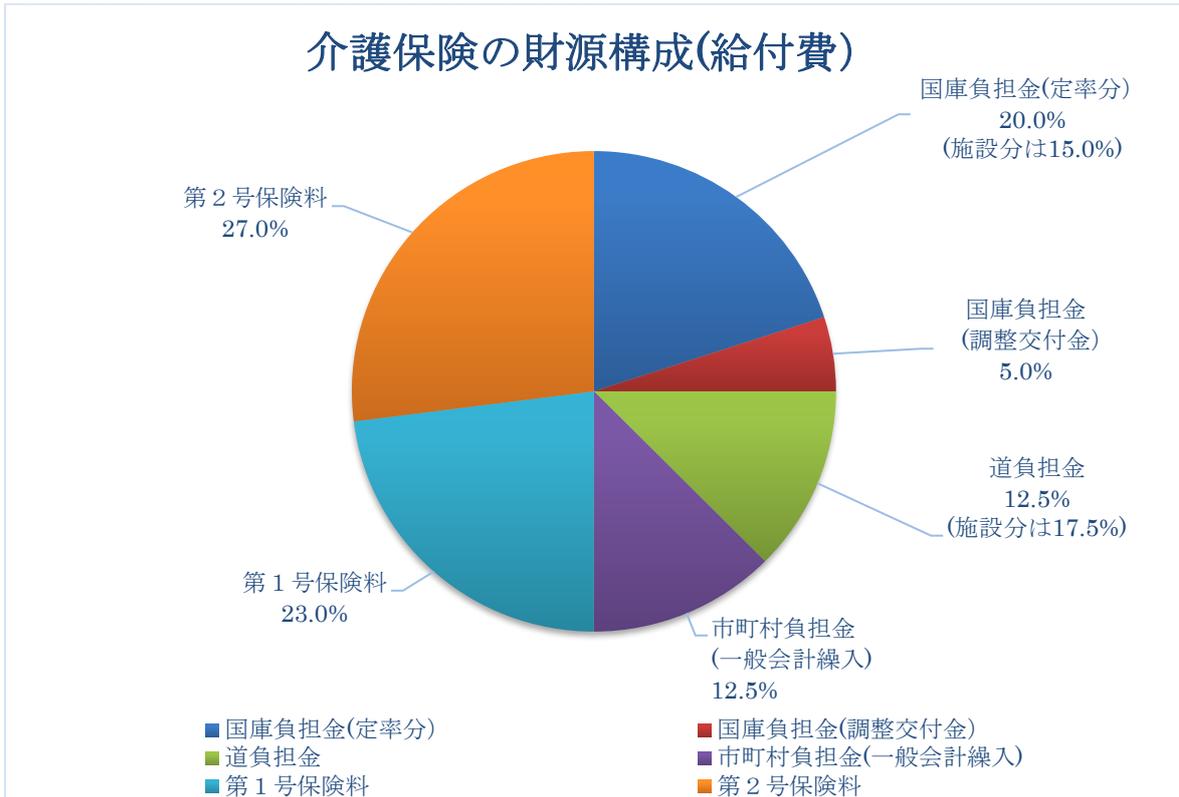
第57表【第1号被保険者の所得段階別加入割合及び被保険者数】

(単位：人)

| 区 分                       | R 6   | R 7   | R 8   | 割合    | 第9期計  |
|---------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 第1号被保険者数                  | 1,822 | 1,780 | 1,745 |       | 5,347 |
| 前期（65～74歳）                | 747   | 688   | 646   |       | 2,081 |
| 後期（75～84歳）                | 675   | 697   | 707   |       | 2,079 |
| 後期（85歳以上）                 | 400   | 395   | 392   |       | 1,187 |
| 所得段階別被保険者数                |       |       |       |       |       |
| 第1段階                      | 265   | 258   | 254   | 14.5% | 777   |
| 第2段階                      | 305   | 297   | 292   | 16.7% | 894   |
| 第3段階                      | 220   | 215   | 211   | 12.1% | 646   |
| 第4段階                      | 118   | 116   | 113   | 6.5%  | 347   |
| 第5段階                      | 245   | 240   | 234   | 13.4% | 719   |
| 第6段階                      | 283   | 276   | 271   | 15.5% | 830   |
| 第7段階                      | 173   | 169   | 166   | 9.5%  | 508   |
| 第8段階                      | 93    | 91    | 89    | 5.1%  | 273   |
| 第9段階                      | 38    | 37    | 37    | 2.1%  | 112   |
| 第10段階                     | 24    | 23    | 23    | 1.3%  | 70    |
| 第11段階                     | 11    | 11    | 10    | 0.6%  | 32    |
| 第12段階                     | 11    | 11    | 10    | 0.6%  | 32    |
| 第13段階                     | 36    | 36    | 35    | 2.0%  | 107   |
| 計                         | 1,822 | 1,780 | 1,745 | 100%  | 5,347 |
| 弾力化した場合の所得段階別加入割合補正後被保険者数 | 1,714 | 1,685 | 1,653 |       | 5,052 |

第9期より保険料段階が第9段階から第13段階まで拡充されるため、令和5年度所得を新しい基準にあてはめて算出した割合を各年度の第1号被保険者の人数で計算した人数。

【第9期（R6～R8）介護保険料財源構成】



2. 調整交付金見込額

第58表【調整交付金見込額】

(単位：千円)

| 区 分                               | R 6     | R 7     | R 8     | 第9期計      |
|-----------------------------------|---------|---------|---------|-----------|
| 標準給付費 C                           | 490,704 | 491,151 | 491,158 | 1,473,013 |
| 地域支援事業 D                          | 30,159  | 30,159  | 30,159  | 90,477    |
| 介護予防・日常生活支援総合事業 F                 | 17,737  | 17,737  | 17,737  | 53,211    |
| 包括的支援事業・任意事業 G                    | 12,422  | 12,422  | 12,422  | 37,266    |
| (C + D) × 23% H                   | 119,798 | 119,901 | 119,903 | 359,602   |
| (C + F) × 5% I                    | 25,422  | 25,444  | 25,445  | 76,311    |
| 第1号被保険者負担分及び調整交付金合計額相当額 (H + I) J | 145,220 | 145,345 | 145,348 | 435,913   |
| 調整交付金見込交付割合 K                     | 8.32%   | 8.24%   | 7.91%   |           |
| 後期高齢者加入割合補正係数                     | 0.8743  | 0.8774  | 0.8920  |           |
| 所得段階別加入割合補正係数                     | 0.9789  | 0.9791  | 0.9793  |           |
| 調整交付金見込額 (C + F) × K L            | 42,302  | 41,932  | 40,254  | 124,488   |

### 3. 介護給付準備基金の取り崩し

第59表【介護給付準備基金保有額の状況】

(単位：千円)

| 令和5年度末現在保有額 | 第9期取り崩し額 N | 令和8年度保有額見込み |
|-------------|------------|-------------|
| 41,992      | 35,000     | 6,988       |

### 4. 第1号被保険者保険料の算定

第60表【介護保険第1号被保険者保険料】

(単位：円)

| 区 分                        | 第8期<br>(R3～R5) | 第9期<br>(R6～R8) |
|----------------------------|----------------|----------------|
| 第1号被保険者負担分及び<br>調整交付金相当額 J | 437,911,000    | 435,913,000    |
| 調整交付金見込額 L                 | 130,319,000    | 124,488,000    |
| 保険者機能強化推進交付金等 M            | 3,000,000      | 4,200,000      |
| 介護給付準備金取り崩し額 N             | 10,000,000     | 35,000,000     |
| 第1号被保険者保険料 (J-L-M-N) O     | 294,592,000    | 272,225,000    |
| 予定保険料収納率 P                 | 99.0%          | 99.0%          |
| 保険料収納必要額 (O/P) Q           | 297,568,000    | 274,975,000    |
| 補正後被保険者数 R                 | 5,557人         | 5,052人         |
| 一人平均保険料 (Q/R) S            | 54,000         | 54,000         |
| 月額一人平均保険料 (S/12ヶ月) T       | <b>4,500</b>   | <b>4,500</b>   |

## 5. 第1号被保険者所得段階別保険料

第61表【第9期 基準額等】

| 区 分   |   | 基 準<br>保 険 料   | 負 担 割 合        | 年 額 保 険 料   |          |
|-------|---|----------------|----------------|-------------|----------|
| 第1段階  | ・老齢福祉年金、生活保護の受給者等                                     | 基準月額<br>4,500円 | 保険料軽減後         |             |          |
|       | ・町民税非課税世帯<br>前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方               |                | 基準額<br>×0.285  | 15,400円     |          |
| 第2段階  | ・町民税非課税世帯<br>前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の方       |                | 保険料軽減後         |             |          |
|       |   |                | 基準額<br>×0.36   | 19,400円     |          |
| 第3段階  | ・町民税非課税世帯<br>第1段階及び第2段階に該当しない方                        |                | 保険料軽減後         |             |          |
|       |   |                | 基準額<br>×0.685  | 37,000円     |          |
| 第4段階  | ・町民税課税世帯で本人は町民税非課税の方<br>本人の前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方 |                | 基準額<br>×0.875  | 47,200円     |          |
|       |   |                | 基準額<br>×1.0    | 54,000円     |          |
| 第5段階  | ・町民税課税世帯で本人は町民税非課税の方<br>第4段階に該当しない方                   |                | 基準額<br>×1.2    | 64,800円     |          |
|       |   |                | 基準額<br>×1.3    | 70,200円     |          |
| 第6段階  | ・本人が町民税課税で<br>前年の合計所得金額が125万円未満の方                     |                | 基準年額<br>4,500円 | 基準額<br>×1.5 | 81,000円  |
|       |   |                | ×<br>12ヶ月      | 基準額<br>×1.7 | 91,800円  |
| 第7段階  | ・本人が町民税課税で<br>前年の合計所得金額が125万円以上～<br><u>210万円未満の方</u>  |                | 54,000円        | 基準額<br>×1.9 | 102,600円 |
|       |   | 基準額<br>×2.1    |                | 113,400円    |          |
| 第8段階  | ・本人が町民税課税で<br>前年の合計所得金額が210万円以上～<br><u>320万円未満の方</u>  |                | 基準額<br>×2.3    | 124,200円    |          |
|       |   |                | 基準額<br>×2.4    | 129,600円    |          |
| 第9段階  | ・本人が町民税課税で<br>前年の合計所得金額が320万円以上～<br><u>420万円未満の方</u>  |                | 基準額<br>×2.4    | 129,600円    |          |
|       |   |                |                |             |          |
| 第10段階 | ・本人が町民税課税で<br>前年の合計所得金額が420万円以上～<br><u>520万円未満の方</u>  |                |                |             |          |
|       |   |                |                |             |          |
| 第11段階 | ・本人が町民税課税で<br>前年の合計所得金額が520万円以上～<br><u>620万円未満の方</u>  |                |                |             |          |
|       |   |                |                |             |          |
| 第12段階 | ・本人が町民税課税で<br>前年の合計所得金額が620万円以上～<br><u>720万円未満の方</u>  |                |                |             |          |
|       |   |                |                |             |          |
| 第13段階 | ・本人が町民税課税で<br>前年の合計所得金額が <u>720万円以上の方</u>             |                |                |             |          |
|       |   |                |                |             |          |

※所得の少ない第1段階から第3段階の被保険者について保険料軽減措置を実施している。

## 6-3 介護保険の費用負担内訳

第6 2表【介護保険費用負担内訳】

(単位:千円)

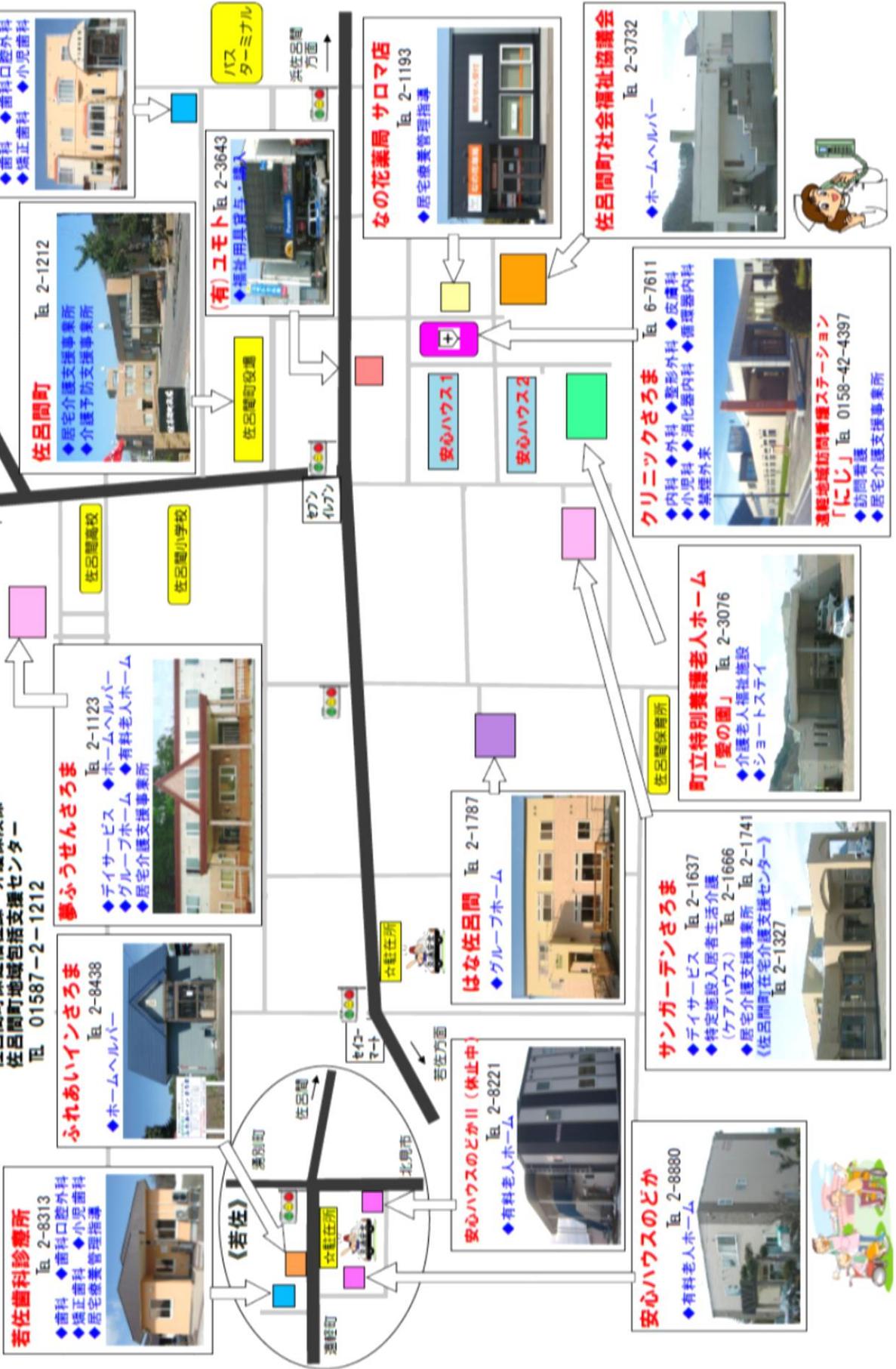
| 区 分                          |                              | R 6              | R 7     | R 8       | 第9期計      |        |
|------------------------------|------------------------------|------------------|---------|-----------|-----------|--------|
| 費用合計 (歳出) E                  |                              | 520,863          | 521,310 | 521,317   | 1,563,490 |        |
| 介護<br>給<br>付<br>費            | 第1号保険料 23.00%                | 90,742           | 90,742  | 90,742    | 272,226   |        |
|                              | 国の負担金                        | 87,849           | 87,926  | 87,927    | 263,702   |        |
|                              | 居宅等分 20.00%                  | 56,974           | 57,012  | 57,013    | 170,999   |        |
|                              | 施設分 15.00%                   | 30,875           | 30,914  | 30,914    | 92,703    |        |
|                              | 国の調整交付金                      | 40,827           | 40,470  | 38,851    | 120,148   |        |
|                              | 道の負担金                        | 71,630           | 71,698  | 71,699    | 215,027   |        |
|                              | 居宅等分 12.50%                  | 35,609           | 35,632  | 35,633    | 106,874   |        |
|                              | 施設分 17.50%                   | 36,021           | 36,066  | 36,066    | 108,153   |        |
|                              | 町の負担金 12.50%                 | 61,338           | 61,394  | 61,395    | 184,127   |        |
|                              | 介護給付費交付金<br>(第2号被保険料) 27.00% | 132,490          | 132,611 | 132,613   | 397,714   |        |
|                              | 地域<br>支<br>援<br>事<br>業<br>費  | 国の負担金            | 8,329   | 8,329     | 8,329     | 24,987 |
|                              |                              | 介護予防・総合事業 20.00% | 3,547   | 3,547     | 3,547     | 10,641 |
|                              |                              | 包括的・任意事業 38.50%  | 4,782   | 4,782     | 4,782     | 14,346 |
|                              |                              | 国の調整交付金(総合事業)    | 1,476   | 1,462     | 1,403     | 4,341  |
| 保険者機能強化推進交付金等(国)             |                              | 1,400            | 1,400   | 1,400     | 4,200     |        |
| 道の負担金                        |                              | 4,608            | 4,608   | 4,608     | 13,824    |        |
| 介護予防・総合事業 12.50%             |                              | 2,217            | 2,217   | 2,217     | 6,651     |        |
| 包括的・任意事業 19.25%              |                              | 2,391            | 2,391   | 2,391     | 7,173     |        |
| 町の負担金                        |                              | 4,608            | 4,608   | 4,608     | 13,824    |        |
| 介護予防事業 12.50%                |                              | 2,217            | 2,217   | 2,217     | 6,651     |        |
| 包括的・任意事業 19.25%              | 2,391                        | 2,391            | 2,391   | 7,173     |           |        |
| 介護給付費交付金<br>(第2号被保険料) 27.00% | 4,789                        | 4,789            | 4,789   | 14,367    |           |        |
| 介護給付準備基金繰入金                  | 10,777                       | 11,273           | 12,953  | 35,003    |           |        |
| 負担金等合計 (歳入)                  | 520,863                      | 521,310          | 521,317 | 1,563,490 |           |        |

## 介護保険の費用負担の比較



# 佐呂間町 医療 & 介護マップ

佐呂間町保健福祉課 介護保険係  
佐呂間町地域包括支援センター  
TEL 01587-2-1212



**若佐歯科診療所**  
TEL 2-8313  
◆歯科 ◆歯科口腔外科 ◆矯正歯科 ◆小児歯科 ◆居宅療養管理指導

**ふれあいインさろま**  
TEL 2-8438  
◆ホームヘルパー

**夢ふうせんさろま**  
TEL 2-1123  
◆デイサービス ◆ホームヘルパー ◆グループホーム ◆有料老人ホーム ◆居宅介護支援事業所

**佐呂間町**  
TEL 2-1212  
◆居宅介護支援事業所 ◆介護予防支援事業所

**やつ歯科医院**  
TEL 2-1600  
◆歯科 ◆歯科口腔外科 ◆矯正歯科 ◆小児歯科

**(有)ユモト**  
TEL 2-3643  
◆福祉用具貸与・購入

**バスターミナル**  
浜佐呂間方面

**安心ハウスのどかII (休止中)**  
TEL 2-8221  
◆有料老人ホーム

**はな佐呂間**  
TEL 2-1787  
◆グループホーム

**なの花薬局 サロマ店**  
TEL 2-1193  
◆居宅療養管理指導

**佐呂間町社会福祉協議会**  
TEL 2-3732  
◆ホームヘルパー

**安心ハウスのどか**  
TEL 2-8880  
◆有料老人ホーム

**サンガーデンさろま**  
TEL 2-1637  
◆デイサービス ◆特定施設入居者生活介護 (ケアハウス) ◆居宅介護支援事業所 (佐呂間町在宅介護支援センター)  
TEL 2-1666 TEL 2-1741 TEL 2-1327

**町立特別養護老人ホーム 「愛の園」**  
TEL 2-3076  
◆介護老人福祉施設 ◆シヨーストイ

**クリニックさろま**  
TEL 6-7611  
◆内科 ◆整形外科 ◆皮膚科 ◆小児科 ◆消化器内科 ◆泌尿器内科 ◆泌尿器外科 ◆産婦人科  
遠程地域訪問看護ステーション  
「にじ」 TEL 0158-42-4397  
◆訪問看護 ◆居宅介護支援事業所







第9期佐呂間町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

作成 令和6年3月  
編集 佐呂間町保健福祉課  
住所 北海道常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1  
電話 01587-2-1212